

墨田区男女共同参画推進プラン

進捗状況報告書

【令和3年度実施事業】

令和4年度

墨田区

はじめに

墨田区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、平成18年4月から施行しています。また、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する行動計画「墨田区男女共同参画推進プラン」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

この報告書は、条例第11条に基づき「墨田区男女共同参画推進プラン」の進捗状況について、区民の皆様に公表するものです。

一人ひとりが、個性と能力を発揮し、自分らしく伸び伸びと生活できる男女共同参画社会を実現するため、計画の総合的かつ横断的な推進を図っていきます。

令和4年10月

目 次

第1章 「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」	1
1 概要	2
2 基本理念	3
3 基本目標	4
4 計画の体系	6
5 評価のしかた	8
第2章 「プラン進捗状況及び所管課評価」	9
評価の内訳	10
基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ	
施策の方向（1）男女共同参画意識を高めます	11
施策の方向（2）一人ひとりの人権意識を高めます	18
施策の方向（3）心とからだを尊重する社会づくりを進めます	23
施策の方向（4）安心して暮らせる環境の整備を進めます	36
基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】	
施策の方向（1）子育て、介護等を男女が共に担えるよう 環境整備を進めます	42
施策の方向（2）男女がいきいきと働けるよう支援します	48
基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ	
施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます	55
第3章 「墨田区男女共同参画状況」	59
1 政策方針決定への女性の参画状況	60
2 審議会等における女性委員任用状況	62
第4章 「墨田区男女共同参画推進委員会評価」	67
基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ	
施策の方向（1）男女共同参画意識を高めます	68
施策の方向（2）一人ひとりの人権意識を高めます	69
施策の方向（3）心とからだを尊重する社会づくりを進めます	70
施策の方向（4）安心して暮らせる環境の整備を進めます	71

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向 (1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう

環境整備を進めます・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2

施策の方向 (2) 男女がいきいきと働けるよう支援します・・・・・・・・ 7 3

基本目標 3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます・・・・・・・・ 7 4

総括評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 5

参考資料 「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」・・・・・・・・ 7 7

◆第1章◆

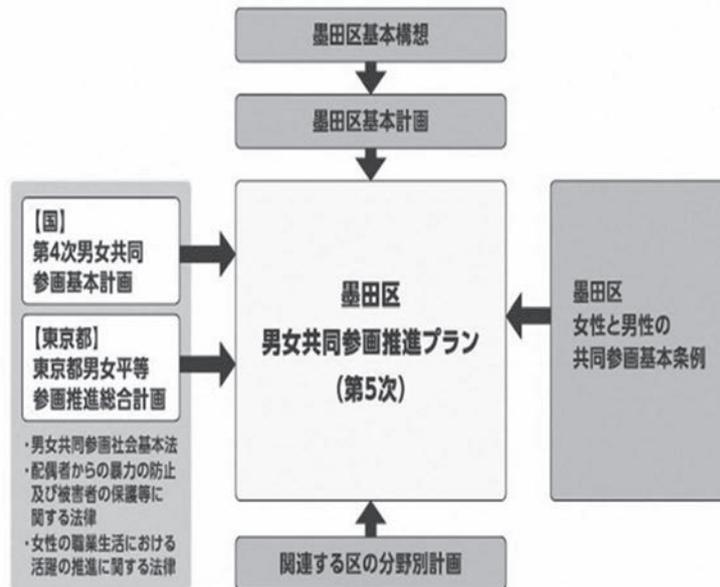
「墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)」

- 1 概要
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系
- 5 評価のしかた

1 概要

(1) 墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)の目的及び位置づけ

- ◆ 平成18年4月に施行した「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に基づき、墨田区の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるもので、その位置づけは、次のようになります。



また、本プランは次のような性格をもっていることを念頭に「墨田区男女共同参画推進プラン(第4次)」の内容を見直し、必要な施策を加えて策定しています。

- ① このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ② このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定しています。
- ③ このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しています。
- ④ このプランは、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」第10条に基づき策定する計画です。
- ⑤ このプランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定しています。
- ⑥ このプランは、区の目指すべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」を実現するための「墨田区基本計画」やその他の関連する分業別計画との整合性を図り、策定しています。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和元(2019)年度～令和5(2023)年度の5年間です。

2 基本理念

墨田区では、平成17年12月に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、その中で男女共同参画を推進するための基本的な考え方を基本理念として定めています。

本プランは、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に示された基本理念をふまえて、「墨田区男女共同参画推進プラン（第4次）」で掲げた基本理念に、様々な個性・多様な生き方を尊重することを新しい時代のプランの特徴として取り入れ、計画を推進していきます。

すみだの男女共同参画社会の実現

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、
新しい時代に向かって、すべての人がともに活躍する
男女共同参画社会の実現

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

条例第3条 基本理念

- 1 すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- 2 すべての人が性別による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- 3 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- 4 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- 5 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

3 基本目標

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

男女共同参画社会の実現には、個人が性別にかかわらず、自分らしい生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。しかし、人々の意識の中には、長い時間をかけて形成されてきた性差観があり、なかでも固定的な性別役割分担意識は、時代と共に変わりつつあるものの、家庭、学校、職場、地域社会等の中で無意識のうちに浸透しています。

一人ひとりが自分らしく生きられる社会にするためには、日常生活の中に潜む偏見や差別意識を取り除くように努めることが大切です。

お互いの人権が尊重され、認め合い、支え合う共生社会の実現を目指します。

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】

男女共同参画の推進は、家庭、地域、就労の場などあらゆる分野での取組が重要です。また、働く女性の増加に伴い、法整備は進んできていますが、いまだ男性中心型労働慣行が根強く残っています。仕事と家庭の両立が困難となった場合に、固定的性別役割分担意識から女性が仕事を辞めることが少なくありません。また、男性も仕事中心の生活により、職場での職責と家庭での経済的責任が課せられる傾向が強く、男性が育児・介護休業等を取得しにくい職場風土の要因となっています。

共働き世帯が増加するなど社会経済情勢が大きく変化する中において、女性と男性が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを促進するとともに、家事や育児、介護など、幅広い分野で男女が協力しあうことができる社会を目指します。

基本目標 3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

社会や組織の活力を高めるためには、多様な人材を活用し、様々な立場の意見を取り入れることが重要です。区民の身近な生活の場として、地域社会は区民生活の基盤となるものです。少子高齢化や家族形態の変化、人間関係の希薄化等が進み、地域における課題が多様化する中、地域社会が果たす役割はますます大きくなっています。家庭と共に最も身

近な生活の場でもある地域社会において、性別にとらわれず男女が共に防災、地域活動等に参加・参画することで、地域力が高まり、男女が協働するまちづくりにつながります。

性別にとらわれず、男女が地域社会をはじめあらゆる分野の意思決定過程に参画することによって、社会状況を改革・改善するために自ら潜在的に備わっている力を発揮していくことが可能な社会を目指します。

基本目標 4 区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ

男女共同参画社会に向けた取組は、条例で示されているとおり、区、区民、事業者及び地域団体が連携（協働）して施策を推進する必要があります。計画の着実な推進に向け、庁内の連携を密にして各課の施策に男女共同参画の視点から横ぐしを刺し、円滑に効果的な施策推進が必要です。また、男女共同参画社会をより実現していくため、本計画を通して目標や達成手段等の共有を図り、区、区民、事業者及び地域団体が連携することで、有効かつ総合的な計画の推進体制を確立します。

4 計画の体系

すみだの男女共同参画社会の実現 認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向(1)男女共同参画意識を高めます

課題① 固定的な性別役割分担意識の解消 ■男女共同参画施策に関する情報発信 1 区報、区公式ホームページ、CATV等による情報発信 2 男女共同参画情報誌「すずかけ」の発行 * 若年向け男女共同参画啓発冊子の発行 * 職員向け男女共同参画啓発紙「きらめき」の発行 ■区民参加型の意識啓発事業の実施 3 すずかけ大学をはじめとする各種啓発講座の開催 4 男性の家事参加に向けた料理教室の支援(男の料理教室) * 男女共同参画関連図書や資料の収集と貸出 ■情報の収集・把握・公表 * 男女共同参画に関する区民意識調査の実施・公表 * 男女共同参画に関する区職員意識調査の実施・公表 課題② 家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実 ■児童、生徒への男女平等教育 5 男女共同参画観にたった教材等の見直し 6 男女共同参画観にたった生活・進路指導の実施 * 児童生徒の諸名簿における男女混合の推進 * メディア・リテラシー教育の実施 * 家庭教育意識啓発パンフレットの配布 ■教職員の意識の醸成 7 人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践 * 性教育の推進 ■家庭や地域への意識啓発 8 子ども会活動への参画に向けた意識啓発 9 男性の育児への参加に向けた家庭教育支援講座の実施 * PTA活動における男女共同参画意識の啓発 * 男女共同参画等をテーマにした区民企画講座の支援
--

施策の方向(2)一人ひとりの人権意識を高めます

課題① 人権意識の高揚と情報の適切な活用 ■人権尊重の観点からの情報発信 10 区報への人権啓発コラムの掲載 11 区公式ホームページによる情報発信 * インターネット等における差別的言動解消のための啓発 * 適切な情報の発信と活用のための啓発 ■人権尊重意識啓発事業の実施 12 人権講演会の開催 * 人権啓発冊子「人権感覚」の配布 ■人権尊重と男女共同参画の視点の定着 13 差別事象発生時の職員対応方法の周知 * 職員向け差別事象対応マニュアルの更新 * 人権擁護委員との連携 * 庁内刊行物等の点検 * 人権や男女共同参画に関する研修の実施 課題② 多様な性(LGBT等)の理解と尊重 ■性自認や性的指向等の理解促進 14 正しく理解するための情報発信・講座の実施 15 職員、教職員への意識啓発 ■多様な性(LGBT等)に関する支援体制の検討 16 多様な性(LGBT等)に関する支援体制の検討

施策の方向(3)心とからだを尊重する社会づくりを進めます

課題① 配偶者からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援【DV防止基本計画】 ■配偶者からの暴力(DV)の予防・早期発見 17 パープルリボンプロジェクトの取組 18 予防啓発、相談事業の実施 * DV防止カードの作成、配布による相談窓口の周知 * 区民や事業者等との協力体制の強化 ■被害者支援 19 DVに関する相談、支援 20 関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の充実 * 被害女性とその子の緊急一時保護と自立支援 * DVやストーカー行為等の被害者への支援 ■関係機関との連携及び体制の強化 * 母子・父子自立支援員、女性相談員、家庭相談員の研修の実施 * 関係相談団体間の情報提供、連携<ネットワーク会議> 課題② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶 ■男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発 21 区公式ホームページや啓発紙による情報発信 * 児童虐待防止に向けた情報提供と啓発活動の実施 * 児童虐待防止対策の充実のための関係機関との連携 ■職員、教職員への啓発と研修の実施 22 教職員向けハラスメント防止の研修会の実施 * 職員向けハラスメント防止に関する意識啓発紙の発行 ■ハラスメント対策、相談窓口の充実 23 ハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立 24 子育て相談の実施 * 相談窓口の周知 * 「法律・人権相談」「日常の悩み相談」等相談窓口の周知 * 女性相談の実施 * 家庭相談の実施 * ひとり親相談の実施 課題③ 生涯を通じた女性の健康支援 ■健康づくりの知識の普及・啓発 25 区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信 26 健康づくりのための講習会の実施 27 妊産婦の喫煙防止の推進 * 母性保護と家族計画の充実(出産準備クラスの実施ほか) * エイズ理解及び予防教育の実施 ■検診実施、受診促進 28 がんの早期発見、女性の受診機会の拡大 * 妊産婦歯科健康診査の実施 * 骨粗しょう症予防対策の実施 ■健康相談の実施 29 心の健康相談の実施

凡例	
基本目標	目標数 4
施策の方向	施策の方向数 8
課題	課題数 20
事業	事業数 142 (延べ146)
通し番号の事業：評価対象事業 51	
* 印の事業：取組状況に変化等があった際に評価対象となる事業 91	

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

基本目標1

施策の方向(4)安心して暮らせる環境の整備を進めます

課題① 経済的な困難を抱える人への支援

■困難を抱える家庭への相談の実施

- * ひとり親相談の実施(再掲)
- * 女性相談の実施(再掲)

■生活支援の充実

- 30 ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施
- 31 児童扶養手当・児童育成手当
 - * 出産費用の助成
 - * 福祉資金等の貸付事業
 - * ひとり親家庭等医療費助成
 - * 児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施

■福祉団体等への補助事業

- * 母子生活支援施設への助成
- * 福祉団体への補助事業の実施

課題② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり

■生活・福祉サービス情報の提供

- 32 外国語翻訳アプリ、聴覚障害者コミュニケーション支援アプリ付きタブレット端末の窓口設置
 - * 区公式ホームページでの自動翻訳サービスの導入
 - * 外国語に対応したガイドブックの作成、配布
 - * 障害者福祉のしおり「フレイフレーマイベス」の配布
 - * 高齢者福祉のしおり「たんぼぼ」の配布

■安心して暮らせるまちの整備促進

- 33 英語と中国語による外国人相談の実施
- 34 介護事業者対象人権講演会の実施
- 35 バリアフリー化の促進
 - * 区民参加型の家事援助の拡充(「ハート・ライン21」事業)
 - * 「あんしんバリアフリーマップ」の運営
 - * 家庭相談の実施(再掲)
 - * だれでもトイレの整備
 - * 通訳翻訳ボランティア制度の導入
 - * 日本語ボランティア教室との協働
 - * 在住外国人支援施策の実施

■就職に関するカウンセリングや相談

- 46 就職相談コーナー事業の実施「就職・仕事カウンセリングルーム」
 - * 就労情報の提供「就職支援コーナーすみだ」

課題③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

■ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

- 47 ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施
 - * 区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動(再掲)

■「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進

- * 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進
- * 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】

施策の方向(1)子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます

課題① 男女が共に担う子育てへの支援

■男性の子育て参画支援

- 36 男性のための育児教室の実施(パパのための出産準備クラス)
- 37 男性の子育て参画支援講座の実施(父親対象事業)

■出産・子育て応援事業

- 38 出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ」
- 39 学童クラブ事業の実施
- 40 一時的に子どもを預かる子育て支援事業
 - * 子育ての相互援助活動の実施(ファミリーサポート・センター事業)
 - * 訪問型保育支援事業すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」
 - * 子育てサポーターの育成・活用
 - * 子育て自主グループの育成(子育て支援地域活動促進事業)
 - * すみだ子育てアプリの配信・運用
 - * すみだいきいき子育てガイドブックの配布

課題② 男女が共に担う介護(介助)への支援

■介護(介助)者への支援の充実

- 41 男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施
- 42 緊急一時介護・保護事業の実施
 - * 障害者への巡回入浴サービスの実施
 - * 高齢者の総合相談窓口業務の実施
 - * 常時介護受給者用施設の整備促進
 - * 認知症高齢者の施設の整備促進
 - * 介護保険制度の普及と介護サービスの充実

施策の方向(2)男女がいきいきと働けるよう支援します

課題① 働く場での女性の活躍推進

■管理・監督者への女性登用促進

- 43 女性職員へ管理職選考等の受験促進
 - * キャリアアップ研修の実施
 - * 区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動

■仕事と家庭の両立に資する保育の実施

- 44 保育に関する相談窓口の設置
 - * 定期的な保育の実施(認可保育園、保育ママ、小規模保育所)
 - * 一時的な保育の実施(緊急、延長、休日、病児・病後児)
 - * 待機児童解消対策の推進

■女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

- 45 すみだ人材発掘・就労支援プログラム事業の実施
 - * 一般事業主行動計画の策定促進に向けた女性活躍推進に関する情報提供
 - * 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査の実施と公表
 - * 職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修実施
 - * 区職員対象の旧姓使用制度の実施

課題② 就業における男女共同参画の推進

■労働に関する情報提供

- * 国や都の資料の活用や関係機関と連携しての情報提供
- * 女性の就労に関する情報の提供

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題① 意思決定過程への女性の参画推進

■審議会等における女性委員の比率向上

- 48 審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大
 - * 女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表

■政治分野における女性の活躍推進

- * 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知

課題② 地域における男女共同参画の推進

■地域における男女共同参画意識の啓発

- 49 地域で助け合う小地域福祉活動の推進
 - * 団体・サークルの育成・支援
 - * 食育の普及、啓発

■男性の地域活動への参画支援

- 50 男性の社会貢献意識の向上促進(老人クラブ活動の活性化)
 - * 定年後の男性の社会貢献意識の向上(シニア向け講座や介護教室の開催)

課題③ 防災・防犯における男女共同参画の推進

■防災分野での男女共同参画の推進

- 51 避難所運営体制の構築
 - * 地域住民を対象とした防災講座の開催
 - * 男女共同参画の視点で防災・防犯における意識啓発

基本目標4 区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ

施策の方向 計画の推進体制を充実します

課題① 男女共同参画推進体制の充実・強化

- * 墨田区男女共同参画推進本部による施策の計画的かつ総合的な推進
- * 墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施
- * 墨田区女性活躍推進協議会の開催
- * 墨田区男女共同参画苦情調整委員会の設置
- * DV防止のための連携会議の開催

課題② すみだ女性センターの機能充実・活動強化

- * 区民との協働による効果的な事業展開

課題③ 民間団体、企業への情報提供と啓発

- * 民間団体、企業への最新の情報提供

5 評価のしかた

(1) 評価方法

墨田区男女共同参画推進プラン（第5次：令和元年度～5年度）は、「基本理念」に基づく「基本目標」、それを実現するための「施策の方向」、具体的な「課題」、その方策としての「事業」により体系化されています。

「課題」の解決に向けて、各所管課が「事業」ごとに実施報告・自己評価を行います。これに基づき「施策の方向」及び「プラン全体」について、墨田区男女共同参画推進委員会が第三者評価を行います。

(2) 所管課の評価（本書 第2章 P.9～）

「事業」について、所管課が当年度計画と前年度実施状況を報告します。各事業の「男女共同参画の視点でめざす効果」【表1】を明らかにし、それに基づく前年度実施状況の自己評価を【表2】のとおり行いました。

【表1 男女共同参画の視点でめざす効果】

ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる
イ	性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる
ウ	性別に関係なく、人権が尊重される
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる
オ	生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
カ	あらゆる分野に性別に関係なく参画することができる
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる

【表2 評価】

A	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した
B	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した
C	男女共同参画の視点において課題が残る
D	計画通りには実施できなかった

※ 特に、「男女共同参画の視点」から効果を評価することを徹底しました。

(3) 墨田区男女共同参画推進委員会による評価（本書 第4章 P.67～）

(2)所管課の評価をもとに、墨田区男女共同参画推進委員会が「基本目標に対する効果」を「施策の方向」ごとに【表3】のとおり評価し、それをふまえて「課題」の総合的な評価を行い、さらにプラン全体の総括評価をしました。

【表3 基本目標に対する効果の度合い】

基本目標に対して 効果が	大きかった	◎
	あった	○
	少しあった	△
	なかった	×

◆第2章◆

「プラン進捗状況及び所管課評価」

凡例

【男女共同参画の視点でめざす効果】

ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる
イ	性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる
ウ	性別に関係なく、人権が尊重される
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる
オ	生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
カ	あらゆる分野に性別に関係なく参画することができる
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる

【評価】

A	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した
B	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した
C	男女共同参画の視点において課題が残る
D	計画通りには実施できなかった

評価の内訳

基本理念	基本目標	施策の方向	課題	全体事業数	うち評価事業	評価数	評価内訳										
							A	B	C	D	-						
すみだの男女共同参画社会の実現	認め合い	支え合い	ともに創るまち	1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ		90	35	39	8	27	3	1	0				
				(1) 男女共同参画意識を高めます		20	9	10	3	7	0	0	0				
				① 固定的な性別役割分担意識の解消（事業番号1～4）		9	4	5	3	2							
				② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実（事業番号5～9）		11	5	5		5							
				(2) 一人ひとりの人権意識を高めます		14	7	7	1	2	3	1	0				
				① 人権意識の高揚と情報の適切な活用（事業番号10～13）		11	4	4		2	1	1					
				② 多様な性（LGBT等）の理解と尊重（事業番号14～16）		3	3	3	1		2						
				(3) 心とからだを尊重する社会づくりを進めます		31	13	16	4	12	0	0	0				
				① 配偶者からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援【DV防止基本計画】（事業番号17～20）		10	4	4	1	3							
				② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶（事業番号21～24）		12	4	4	1	3							
				③ 生涯を通じた女性の健康支援（事業番号25～29）		9	5	8	2	6							
				(4) 安心して暮らせる環境の整備を進めます		25	6	6	0	6	0	0	0				
				① 経済的な困難を抱える人への支援（事業番号30～31）		10	2	2		2							
				② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり（事業番号32～35）		15	4	4		4							
				すみだ	すみだ	すみだ	すみだ	2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】		38	12	12	2	10	0	0	0
								(1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます		18	7	7	0	7	0	0	0
① 男女が共に担う子育てへの支援（事業番号36～40）		11	5					5		5							
② 男女が共に担う介護（介助）への支援（事業番号41～42）		7	2					2		2							
(2) 男女がいいきと働けるよう支援します		20	5					5	2	3	0	0	0				
① 働く場での女性の活躍推進（事業番号43～45）		12	3					3	1	2							
② 就職における男女共同参画の推進（事業番号46）		4	1					1	1								
③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（事業番号47）		4	1					1		1							
3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ		11	4					4	0	4	0	0	0				
(1) 男女共同参画の視点で地域力を高めます		11	4					4	0	4	0	0	0				
① 意思決定過程への女性の参画促進（事業番号48）		3	1					1		1							
② 地域における男女共同参画の推進（事業番号49～50）		5	2					2		2							
③ 防災・防犯における男女共同参画の推進（事業番号51）		3	1					1		1							
4 区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ		7	0					0	0	0	0	0	0				
(1) 区の推進体制を充実します		7	0					0									
① 男女共同参画推進体制の充実・強化		5	0					0									
② すみだ女性センターの機能充実・活動強化		1	0	0													
③ 民間団体、企業への情報提供と啓発		1	0	0													
				146	51	55	10	41	3	1	0						

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (1) 男女共同参画意識を高めます
 課題① 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画施策に関する情報発信

1	区報、区公式ホームページ、CATV等による情報発信	
めざす効果	ア	家庭・地域の意識高揚
	イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択
内容	固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などの生活文化、慣行を見直すきっかけとするための情報を発信します。同時に、男女共同参画社会実現に向け、実施する事業の進行等に合わせた情報も随時発信します。また、CATVにおいて男女共同参画の啓発番組を放映します。	
所管課	広報広聴担当	
事業計画	人権コラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。	
評価	A	実施状況
		評価理由
次年度計画	人権コラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。	
所管課	人権同和・男女共同参画課	
事業計画	男女共同参画関連情報等を随時掲載する。	
評価	A	実施状況
		評価理由
次年度計画	男女共同参画関連情報等を随時掲載する。	

2		男女共同参画情報誌「すずかけ」の発行	
めざす効果		ア	家庭・地域の意識高揚
内容		固定的な性別役割分担意識の解消など男女共同参画社会を実現するため、区民と協働して情報誌を発行します。	
所管課		人権同和・男女共同参画課（すみだ女性センター）	
事業計画		「墨田区男女共同参画情報誌 すずかけ」を発行する。 A4サイズ12ページ 13,000部×2回発行	
評	A	実施状況	<p>・8月・1月に各13,000部発行した。</p> <p>【90号】巻頭インタビュー：日本文学研究者 ロバート・キャンベル 特集：日本のジェンダーギャップを考える ～もっと女性の広がる未来へ～</p> <p>【91号】巻頭インタビュー：タレント 渡辺 満里奈 特集：元気をもらえる地元のふれあい</p>
価		評価理由	男女共同参画の視点から、引き続きコロナ禍でも誰もが生きやすい社会を模索しつつ、創意工夫し区民協働で作成することができた。また、企画ページ「すみだのお仕事探訪」では、区内で活躍する女性の起業家や博物館学芸員を紹介するなど、より区民の興味を引く内容とした。
次年度計画		「墨田区男女共同参画情報誌 すずかけ」を発行する。 A4サイズ12ページ 13,000部×2回発行	

区民参加型の意識啓発事業の実施

3		すずかけ大学をはじめとする各種啓発講座の開催	
めざす効果		ア	家庭・地域の意識高揚
内容		啓発講座を通じて男女共同参画を地域や家庭、社会の中で推進する人材育成を図ります。	
所管課		人権同和・男女共同参画課（すみだ女性センター）	
事業計画		すずかけ大学及び各種男女共同参画推進講座を継続して実施する。	
評	B	実施状況	<p>【すずかけ大学】 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、ウェブ会議システムを活用して実施した。計4回57名が参加</p> <p>【その他各種講座】 年度当初予定していた講座内容のうち、緊急事態宣言等で休館となった期間や感染拡大傾向であるときの期間を除き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じられるものについて実施した。 計426名が参加 (DV予防啓発講座、デートDV予防啓発講座、子育てママ対象講座、すみだパパスクール、講座委員会企画運営講座)</p>
価		評価理由	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じられる範囲で実施し、男女共同参画を推進する人材育成を図ることができた。
次年度計画		すずかけ大学及び各種男女共同参画推進講座を継続して実施する。	

4	男性の家事参加に向けた料理教室の支援（男の料理教室）		
めざす効果	ア	家庭・地域の意識高揚	
内容	男性に対して料理の楽しさを伝えることで意識啓発を促進し、家事・育児・介護など家庭の責任を男女が共に担えるよう自主的に活動している団体を支援します。		
所管課	保健センター		
事業計画	自主グループとして実施するが、引き続き必要に応じて相談等に応じる。		
評価	B	実施状況	男の料理教室 平成28年度より、自主グループとして独立し料理教室を実施しているが、必要に応じて相談できる体制を整えている。
		評価理由	新型コロナウイルス感染症予防のため引き続き中止となっていたが、感染対策を行い実施する際には、相談に応じた。
次年度計画	自主グループとして実施するが、引き続き必要に応じて相談等に応じる。		

男女共同参画施策に関する情報発信

* 主な取組/事業	内容	実施状況
若年向け男女共同参画啓発冊子の発行 ----- 人権同和・男女共同参画課	啓発冊子を発行し、若年層に向けて男女共同参画意識の醸成を図ります。	区内中学3年生向け（1,400部） 各学校へ男女共同参画リーフレット、男女共同参画のためのチェックシート、デートDV防止カード配布 新成人向け（1,450部） 成人式で、男女共同参画リーフレット、デートDV防止カード配布
職員向け男女共同参画啓発紙「きらめき」の発行 ----- 人権同和・男女共同参画課	男女共同参画社会を目指して、さまざまな機会を捉え、職員に男女共同参画についての情報を提供し、意識を啓発します。	11月・3月に発行した。 72号：性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査/ジェンダー統計を活用しよう/審議会等への女性委員の登用について（墨田区） 73号：“多様な性のあり方”について考える（意見交換会）/職場で知っておきたいハラスメント（ワーク・ライフ・バランスセミナー）/職員意識調査について/若年層の性暴力被害予防月間

区民参加型の意識啓発事業の実施

* 主な取組/事業	内容	実施状況
男女共同参画関連図書や資料の収集と貸出 ----- すみだ女性センター	情報資料コーナーに男女共同参画関連図書及び資料を収集し、区民に情報提供します。	図書館と連携して、レファレンス（必要な資料を探すお手伝い）、図書のWEB予約サービス等継続して行った。

情報の収集・把握・公表

* 主な取組/事業	内容	実施状況
男女共同参画に関する区民意識調査の実施・公表 ----- 人権同和・男女共同参画課	区の施策に反映するため、区民の男女共同参画に関する意識・実態調査を定期的に行います。また、調査結果は、概要版や区のホームページ等で情報提供します。	男女共同参画推進プランの改定前に実施 次回令和4年度実施予定
男女共同参画に関する区職員意識調査の実施・公表 ----- 人権同和・男女共同参画課	区の施策を男女共同参画の視点で行うため、定期的に職員の意識・実態調査を行い、意識啓発を図ります。	抽出数：400名 調査方法：無記名による自己記入式アンケート 回収：303名 （内訳）アンケート用紙：249名 Web：54名 回収率：75.75%

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (1) 男女共同参画意識を高めます
 課題② 家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実

児童、生徒への男女平等教育

5		男女共同参画観にたった教材等の見直し	
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		男女共同参画観にたった指導資料や教材等の見直しを推進します。	
所管課		指導室	
事業計画		各種副読本、教材等、男女共同参画を一つの視点として改善見直しを図る。	
評 価	B	実施 状況	計画どおり、改善・見直しを図った。特に資料等で、男女共同参画の視点を持ち、活用する画像やイラストの男性と女性のバランスを考慮した上で作成した。
		評価 理由	事業計画に従い、男女共同参画の視点を持ち、改善・見直しを図った。
次年度計画		各種副読本、教材等、男女共同参画を一つの視点として改善見直しを図る。	

6		男女共同参画観にたった生活・進路指導の実施	
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		各種研修会・協議会で、男女共同参画観にたった生活・進路指導を啓発し、児童・生徒の男女共同参画意識を育てます。	
所管課		指導室	
事業計画		各種研修会・協議会において、男女共同参画観にたった生活・進路指導の啓発、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する。	
評 価	B	実施 状況	生活指導主任研修会、進路指導主任研修会において、児童・生徒の男女共同参画意識の育成を視点を、研修を計画どおり実施した。 実施日（参加人数）：6月3日（中学校10名）、7月21日（35名） 8月6日（小学校25名） 1年次研修会において、教員や児童・生徒の男女共同参画観にたった指導について、計画通りに研修を実施した。 実施日（参加人数）：7月27日（47人）、11月30日（47人）
		評価 理由	1年次研修会や生活指導主任研修会、進路指導研修会等において、児童・生徒の男女平等参画意識を育成する視点を取り入れ、研修を行った。
次年度計画		各種研修会・協議会において、男女共同参画観にたった生活・進路指導の啓発、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する。	

教職員の意識の醸成

7	人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	男女共同参画教育について協議会・報告会を行い、推進校や研究グループの研究・実践を深めます。	
所管課	指導室	
事業計画	教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育についての普及、啓発を図る。	
評価	B	実施状況
		評価理由
次年度計画	教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育についての普及、啓発を図り、各学校での実践につなげる。	

家庭や地域への意識啓発

8	子ども会活動への参画に向けた意識啓発	
めざす効果	ア	家庭・地域の意識高揚
内容	性別によらず、子ども会の活動等へ参加するよう意識啓発を促進します。	
所管課	地域教育支援課	
事業計画	補助金を交付し、子ども会活性化に向けた活動を支援する。	
評価	B	実施状況
		評価理由
次年度計画	補助金を交付し、子ども会活性化に向けた活動を支援する。	

9		男性の育児への参加に向けた家庭教育支援講座の実施	
めざす効果		ア	家庭・地域の意識高揚
内容		育児を男女が共に担うよう、家庭教育支援講座を通じて、男性の育児への参加に向けた家庭教育支援を行います。	
所管課		地域教育支援課	
事業計画		補助金交付・講座の実施、コラムの発行を行い、家庭と地域の意識高揚を図る。	
評 価	B	実施 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付 実施団体数8団体、参加者数522人 ・家庭教育支援講座（講演会型） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業中止 ・家庭教育支援講座（親子参加型） 1回実施 参加者数74人 ・子育てコラムを季刊で発行（区立幼稚園、小学校1年生から3年生の保護者に配布、区HP上での掲載）
		評価 理由	補助金事業・講座の実施、コラムの発行を通じて家庭と地域の意識高揚を図ることができた。
次年度計画		補助金交付・講座の実施、コラムの発行を行い、家庭と地域の意識高揚を図る。	

児童、生徒への男女平等教育

* 主な取組/事業	内容	実施状況
児童生徒の諸名簿における男女混合の推進 ----- 指導室	出席簿、指導要録、卒業生台帳について、男女混合名簿の実施を推進し、男女共同参画意識を育てます。	出席簿、指導要録、卒業生台帳において、小学校では全校で男女混合名簿を実施、中学校では2校で実施している。
メディア・リテラシー教育の実施 ----- 指導室	児童・生徒がメディアを主体的に読み解き、自分の意見を発信できるように、メディア・リテラシー教育を実施します。	文部科学省の「情報モラル指導モデルカリキュラム」や東京都教育委員会が発行している「SNS東京ノート」等を活用し、全学年でメディア・リテラシー教育を実施している。
家庭教育意識啓発パンフレットの配布 ----- 地域教育支援課	小学校低学年・高学年、中学生の保護者向けに家庭教育に関する意識啓発パンフレット「おやこいっしょに」を配布し、意識啓発を図ります。	令和3年4月に区立小学校低学年（1年生）の保護者、区立小学校高学年（4年生）の保護者、区立中学校1年生の保護者へパンフレットを配布した。

教職員の意識の醸成

* 主な取組/事業	内容	実施状況
性教育の推進 ----- 指導室	各学校が指導計画に基づき、性教育を行うよう推進します。	小学校では3・4年の保健「思春期の体の変化」、中学校では保健体育「心身の発達と心の健康」で年間指導計画に位置付けて実施している。また、東京都教育委員会「性教育の手引」を活用し、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行っている。

家庭や地域への意識啓発

* 主な取組/事業	内容	実施状況
P T A活動における男女共同参画意識の啓発 ----- 地域教育支援課	P T Aの活動の中で、男女共同参画意識の啓発等の学習を支援します。	令和3年10月に小学校、11月に中学校の連合P T A主催による研修大会を実施した。
男女共同参画等をテーマにした区民企画講座の支援 ----- 地域活動推進課	リクエスト講座の実施により、男女共同参画学習促進等をテーマにした講座の開催を支援します。	男女共同参画学習促進の講座も案内できるよう用意していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、講座の申込がなかった。

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (2) 一人ひとりの人権意識を高めます
 課題① 人権意識の高揚と情報の適切な活用

人権尊重の観点からの情報発信

10	区報への人権啓発コラムの掲載		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	様々な人権問題についてコラムとして取り上げ、シリーズ年4回の区報への掲載により、広く区民へ周知します。		
所管課	人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）		
事業計画	区報に年4回掲載する。		
評	B	実施状況	年間3回のコラムと、12月1日の人権週間特集号に掲載した。 <コラム> 6月1日号：STOP!コロナ差別 9月1日号：ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）を考える 2月1日号：インターネットと人権 <人権特集号> 12月1日号：女性の人権問題はじめ、様々な人権問題について個々に取り上げた。
価		評価理由	新型コロナウイルス感染症等の社会情勢等を踏まえ、コロナ差別に関するコラムを掲載するなど、広く啓発を行うことができた。また、人権コラムでは様々な人権問題について取り上げているが、9月1日号では、ソーシャルインクルージョンについて取り上げ、啓発を行うことができた。
次年度計画	区報に年4回掲載する。		

11	区公式ホームページによる情報発信		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	人権啓発冊子「人権感覚」を区公式ホームページに掲載し、様々な人権問題に対する意識啓発を行います。		
所管課	人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）		
事業計画	令和元年度に改定した「人権感覚」を掲載し、引き続きアピールしていく。		
評	B	実施状況	区ホームページに人権啓発冊子「人権感覚」を掲載し、様々な人権問題に対する意識啓発を行った。また、人権コラムや国・都等関係機関へのリンク集等作成し、情報発信を行った。
価		評価理由	区ホームページには、人権啓発冊子「人権感覚」や関係機関のリンク等の掲載だけでなく、人権コラムや人権週間の紹介などを掲載し、情報発信を行うことができた。
次年度計画	令和4年度に「人権感覚」を改訂し、更に啓発を推進していく。		

人権尊重意識啓発事業の実施

12	人権講演会の開催		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	人権尊重の考え方の普及・啓発を図るため、講演会等を実施します。		
所管課	人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）		
事業計画	人権講演会を実施し、様々な人権問題に関する啓発を行っていく。		
評価	D	実施状況	「インターネットと人権侵害～（仮称）」を企画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
		評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となったため。
次年度計画	人権講演会を実施し、様々な人権問題に関する啓発を行っていく。		

人権尊重と男女共同参画の視点の定着

13	差別事象発生時の職員対応方法の周知		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	職員向け人権・同和問題研修等、機会を捉えて対応方法について周知します。		
所管課	人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）		
事業計画	年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載する。新任職員研修、主任5年目研修等で、対応について周知する。		
評価	C	実施状況	年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載した。新型コロナウイルス感染症の影響により研修の中止や時間短縮を受け、研修内での周知は不十分だった。
		評価理由	把握しているものについては、各課で差別事象と思われる案件があった際に、マニュアルのとおりに対応してもらってきた。
次年度計画	年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載する。新任職員研修、主任5年目研修等で、対応について周知する。		

人権尊重の観点からの情報発信

* 主な取組/事業	内容	実施状況
インターネット等における差別的言動解消のための啓発 ----- 人権同和・男女共同参画課	インターネット等における差別的言動の解消、情報の適切な発信と社会にあふれる多様な情報から取捨選択して適切に情報を活用できるよう啓発を行います。	インターネット上の人権問題について、啓発冊子や区報、ホームページ等で啓発を行った。 ・啓発冊子：啓発冊子「人権感覚」（インターネット上の人権問題） ・区報：2月1日号「インターネットと人権」 ・ホームページ：「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」
適切な情報の発信と活用のための啓発 ----- 人権同和・男女共同参画課	人権擁護委員や東京都並びに関係各区と連携を図りつつ、必要な情報を活用しながら各種の啓発活動を行います。	人権擁護委員との定例会や東京都並びに各区で構成される都区連絡会等を通して、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を行った。

人権尊重意識啓発事業の実施

* 主な取組/事業	内容	実施状況
人権啓発冊子「人権感覚」の配布 ----- 人権同和・男女共同参画課	機会をとらえて人権啓発冊子「人権感覚」を配布し、人権の観点から男女共同参画推進の意識を高めます。	人権擁護委員及びすみだ人権啓発センターと連携し実施しているすみだまつり・こどもまつりでの人権啓発ブースの出展や人権講演会の開催等各種人権啓発活動の際に参加者へ配布している。（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。） また、新任研修や主任5年目研修等、職層研修の人権研修等の中で、機会を捉え配布した。

人権尊重と男女共同参画の視点の定着

* 主な取組/事業	内容	実施状況
職員向け差別事象対応マニュアルの更新 ----- 人権同和・男女共同参画課	新たな人権課題に対応すべく、必要に応じてマニュアルを更新します。	差別事象対応マニュアルについては、年度当初に内容点検を行っている。今後も、社会情勢等を注視し、必要に応じて更新を行う。
人権擁護委員との連携 ----- 人権同和・男女共同参画課	「人権講演会」の開催等、各種の人権問題解決への取組にあたり連携を図ります。	人権擁護委員定例会等を通して情報交換を行い、連携しながら各種啓発活動を実施した。 ・子どもたちの人権メッセージ発表会（外手小学校） ・人権の花運動（二葉小学校・錦糸小学校・中和小学校） ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業 ・すみだまつり・こどもまつりでの人権ブースの出展 ・「人権講演会&人権作文発表会」 ・全国中学生人権作文コンテスト
区内刊行物等の点検 ----- 人権同和・男女共同参画課	区が作成する文書・チラシ・ポスター等について、人権尊重及び男女共同参画の視点から内容や表現等を点検し、適時見直しを行います。	男女共同参画の視点から、特に問題となる文書・チラシ・ポスター等は見あたらなかった。
人権や男女共同参画に関する研修の実施 ----- 人権同和・男女共同参画課	様々な人権問題を正しく捉え、また、男女共同参画の視点を持つよう職員向け研修を実施します。	人権：10月現任研修をe-ラーニングで実施 10月7日主任5年目研修を実施 10月7日新任研修を実施 10月28日介護保険事業者研修 男女共同参画：11月入区4年目研修、主任5年目研修をe-ラーニングで実施

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向 (2) 一人ひとりの人権意識を高めます

課題② 多様な性 (LGBT等) の理解と尊重

性自認や性的指向等の理解促進

14	正しく理解するための情報発信・講座の実施		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	多様な性のあり方を認め、理解し、尊重しあえるよう意識の高揚を図ります。		
所管課	人権同和・男女共同参画課		
事業計画	人権講演会の実施やすみだまつり・こどもまつりの出展等を通じた啓発活動によって、正しい知識の情報発信を図る。		
評	C	実施状況	例年であれば、人権講演会やすみだまつり・こどもまつり出展の際などに人権啓発冊子「人権感覚」を配布し、多様な性についての啓発を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、区役所等施設窓口における配布と、区公式ホームページでの掲載により啓発した。また、男女共同参画推進啓発冊子については、新成人と中学3年生に配付した。
価		評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となったことを受け、人権啓発冊子「人権感覚」を例年のような様々な場面で配布することはできなかった。男女共同参画推進啓発冊子は新成人と全中学3年生に配布することができた。
次年度計画	人権講演会の実施やすみだまつり・こどもまつりの出展等を通じた啓発活動によって、正しい知識の情報発信を図る。		

15	職員、教職員への意識啓発		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	性自認・性的指向等に関する啓発冊子「人権感覚 (別冊)」や職員向け啓発紙を活用して、性の多様性を認め尊重していくための啓発を行います。		
所管課	人権同和・男女共同参画課		
事業計画	各種職員向け人権研修にて、「人権感覚」を活用し、啓発を実施する。「人権感覚 (別冊)」を適宜修正し、職員・教職員等へ周知する。		
評	C	実施状況	各種職員向けの人権研修にて、「人権感覚」を活用し、意識啓発を行った。
価		評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の中止や短縮はあったが、実施できた各種職員向けの人権研修では、「人権感覚」を活用し、性自認・性的指向等について取り上げ、意識啓発を行った。
次年度計画	各種職員向け人権研修にて、「人権感覚」を活用し、啓発を実施する。「人権感覚 (別冊)」を適宜修正し、職員・教職員等へ周知する。		

多様な性（LGBT等）に関する支援体制の検討

16	多様な性（LGBT等）に関する支援体制の検討		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	人権に関する意識調査等を活用し、把握に努めるとともに、現状に即した支援体制の検討を行います。		
所管課	人権同和・男女共同参画課		
事業計画	墨田区人権啓発基本計画にLGBT等に関する施策等を掲載する。また、性的指向・性自認について、パートナーシップ制度の導入等を含む、具体的な施策の検討を行う。		
評	A	実施状況	墨田区人権啓発基本計画を策定し、性的指向・性自認に関する人権問題の内容を掲載した。庁内の性自認・性的指向に係る検討会に、実務担当者で構成するワーキンググループを立ち上げ、パートナーシップ制度の導入等を含む具体的な施策の検討を行った。
価		評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により1年延期となった人権啓発基本計画を策定し、施策等を掲載した。また、性自認・性的指向検討会ワーキンググループを5回と、その他所管課との個別打合せにより、現状や取り組みを把握した。さらに、当事者団体に聞き取り調査を実施と、先行自治体（足立区）の視察等から、具体的な支援体制を今後検討していく。
次年度計画	性的指向・性自認について、パートナーシップ制度の導入を目指し、各課へ性的少数者への支援策検討のための調査を行い、具体的な施策の検討を行う。		

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (3) 心とからだを尊重する社会づくりを進めます
 課題① 配偶者からの暴力 (DV) の防止・早期発見・被害者支援
 【DV防止基本計画】

配偶者からの暴力 (DV) の予防・早期発見

17	パープルリボンプロジェクトの取組		
めざす効果	エ	暴力防止	
内容	ドメスティック・バイオレンスが重大な人権侵害であること、またその防止についての講座等を実施します。		
所管課	人権同和・男女共同参画課 (すみだ女性センター)		
事業計画	対象者を固定せずDV予防に関する啓発を行っていく。		
評 価	B	実施 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・DV予防啓発講座 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、センターでの開催は中止としたが、出前講座を2件実施した。 ・「すずかけパープルリボンプロジェクト」の実施 「女性に対する暴力をなくす運動」期間、DV予防啓発のための特集を情報資料コーナーにて実施した。
		評価 理由	出前講座「デートDV予防啓発講座」を区立堅川中学校及び都立本所高校にて実施し、若い世代にDVに関する知識を持ってもらいまた、相談窓口を含む、男女共同参画推進拠点施設としてのセンターの存在と役割について周知することができた。
次年度計画	対象者を固定せずDV予防に関する啓発を行っていく。		

18	予防啓発、相談事業の実施		
めざす効果	エ	暴力防止	
内容	夫婦関係、暴力に関する悩みや女性の持つさまざまな悩みを解決するため、専門の相談窓口を設け、問題解決のサポート体制を充実します。		
所管課	人権同和・男女共同参画課 (すみだ女性センター)		
事業計画	相談対応日数を拡大する。また、機会をとらえて当該相談事業の周知を行う。		
評 価	A	実施 状況	<p>【女性のためのカウンセリング&DV相談】</p> <p>相談件数 1,174件 (うちDV相談141件) 延べ630人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談は無料で実施しており、必要に応じて関係各機関とも連携し、問題解決へのサポートを行った。 ・区ホームページにおいて、相談窓口の紹介を行った。 ・緊急事態宣言下で閉館中も当該相談事業は継続して積極的に対応した。
		評価 理由	コロナ禍において相談件数の増加・深刻化がみられたが、相談者が自力で問題解決し自立へ向かうきっかけとして機能した。
次年度計画	相談対応日数を拡大する。また、機会をとらえて当該相談事業の周知を行う。		

被害者支援

19		DVに関する相談、支援	
めざす効果		エ	暴力防止
内容		ドメスティック・バイオレンスなどのさまざまな問題や被害に対応するため、相談・支援体制を充実します。	
所管課		生活福祉課	
事業計画		<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談の充実を図る。 ・DVに関する緊急的な相談保護にとどまらず、保護後の自立（回復）支援もできる体制を作っていく。 	
評価	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員によるDVケース等への助言及び直接支援を実施。関係機関と連携し、自立支援も含めた長期的な支援をしている。 ・生活保護ケースワーカー向けに女性相談員がDV支援についての研修を年1回程度実施している（令和2・3年度はコロナのため実施していない）。 ・同行支援や訪問も多く、緊急度・危険度の高い世帯の支援を優先している。 <p>DV相談件数：延べ397件[女性相談268件（ストーカー行為等除く）+母子相談36件（ストーカー行為等除く）+家庭相談93件]、同行支援：105件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他区から自力で避難してきた世帯を含む回復支援として、証明書を発行。 <p>被害者支援連絡票16通、支援措置証明17通、自己情報開示請求書5通</p>
		評価理由	関係機関と協力しながら、支援の充実を図った。
次年度計画		<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談の充実を図る。 ・DVに関する緊急的な相談保護にとどまらず、保護後の自立（回復）支援もできる体制を作っていく。 	

20		関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の充実	
めざす効果		エ	暴力防止
内容		ドメスティック・バイオレンスが子への虐待となることから、子の福祉面からの支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。	
所管課		生活福祉課	
事業計画		関係機関との円滑な連携を図る。	
評価	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育園、保健師等との会議（要保護児童1回、ケース検討会10回） ・ケースそれぞれに同行支援等を行い、庁舎内外（警察機関等）におけるDV支援担当等の関係者との連携を深め、子の福祉の面から支援の充実を図った。
		評価理由	関係者会議等を随時実施（参加）し、連携の強化に努めた。
次年度計画		関係機関との円滑な連携を図る。	

配偶者からの暴力（DV）の予防・早期発見

* 主な取組/事業	内容	実施状況
DV防止カードの作成、配布による相談窓口の周知 ----- 人権同和・男女共同参画課	DV防止カードを作成・配付することにより、被害の気づきを促し、相談先の周知を図ります。	区役所庁舎及び主要施設のトイレに設置 墨田区医師会 DVカード+デートDV防止カード190セット ※デートDV防止カードは東京都作成
区民や事業者等との協力体制の強化 ----- 人権同和・男女共同参画課	民生委員、児童委員、医療機関等との協力体制のもとに通報によるDV被害者の支援を図ります。	「DV防止連絡会」（区の様々な事業を実施する過程でのDV被害者の情報漏えいの防止を徹底するため、関連部署の情報交換と意思統一を目的とした担当者会議）の開催：コロナの影響で会議の開催にはいたらなかったが、各所管の担当者を確認した。

被害者支援

* 主な取組/事業	内容	実施状況
被害女性とその子の緊急一時保護と自立支援 ----- 生活福祉課	ドメスティック・バイオレンスなどの被害を受け、すぐにも保護が必要な女性やその子を一時的に保護し、自立に向けた支援を行います。	DV被害等を受けた女性やその子の緊急一時施設への入所、また支援措置を受ける際の手続き支援を行っている。 緊急一時保護 38件 支援措置（被害者支援連絡票16通、支援措置証明17通、自己情報開示請求書5通）
DVやストーカー行為等の被害者への支援 ----- 窓口課 ----- 選挙管理委員会事務局	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者の住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付、選挙人名簿抄本の閲覧等において制限を設けることで、間接的な支援を行います。	住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付等発行制限 支援実数 625件（令和3年度末発行制限登録者数） 令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙に係る選挙事務 令和3年10月31日執行衆議院議員選挙に係る選挙事務

関係機関との連携及び体制の強化

* 主な取組/事業	内容	実施状況
母子・父子自立支援員、女性相談員、家庭相談員の研究の実施 ----- 生活福祉課	複雑・多様化する相談内容に相談員が的確に対応するため、随時研修を受講できる体制を整えます。	スーパービジョン研修 年1回
関係相談団体間の情報提供、連携 〈ネットワーク会議〉 ----- 生活福祉課	社会及び家庭内で暴力を受けた女性とその子に対し、関係相談団体の情報提供や連携を図ることによって、ネットワークを強化し、被害者への支援を充実します。	関係機関等との連絡会の開催 学校、保育園、保健師等との会議（要保護児童1回、ケース検討会10回）

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (3) 心とからだを尊重する社会づくりを進めます
 課題② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発

21	区公式ホームページや啓発紙による情報発信		
めざす効果	エ	暴力防止	
内容	暴力（DV、デートDV含む）、ハラスメント、ストーカー行為、性被害等の防止のため、区公式ホームページへの掲載や啓発紙の発行を通じて啓発するとともに、被害等に関する相談先の情報を提供します。		
所管課	人権同和・男女共同参画課		
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談先一覧カード等を配布し、周知に努める。また、配布先の拡大を図る。 ・ホームページ等に掲載する。DV防止週間には、特集の啓発記事を掲載する。 		
評価	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・区報や区公式ホームページに、「若年層の女性を取り巻く暴力や犯罪」に関するテーマの記事を掲載した。 ・墨田区医師会に、DV相談先一覧カードの院内等での配置を依頼した。 ・新成人と区内公立中学校の3年生に、男女共同参画啓発冊子とDV相談先一覧カードを配布した。
		評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・区HPに特集ページを掲載できた。 ・DV相談先一覧カードの配布先の拡大を図れた。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談先一覧カード等を配布し、周知に努める。また、配布先の拡大を図る。 ・ホームページ等に掲載する。DV防止週間には、特集の啓発記事を掲載する。 		

職員、教職員への啓発と研修の実施

22	教職員向けハラスメント防止の研修会の実施		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	校長・副校長・初任者研修会等において、セクシュアル・ハラスメント防止の研修会を実施します。		
所管課	指導室		
事業計画	各種研修会等やサポート訪問として学校を訪問した際に人権教育に関する研修を実施し、男女平等教育についての啓発を図るとともに、理解を深め、実践に生かせるようにする。		
評価	B	実施状況	各種研修会等で人権教育に関する研修を実施し、男女平等教育についての啓発を図るとともに、理解を深め、実践に生かせるようにした。 校（園）長38人、副校（園）長39人、初任者49人
		評価理由	各種研修会等で人権教育に関する研修を実施し、男女平等教育についての啓発を図るとともに、理解を深めることができた。
次年度計画	各種研修会等やサポート訪問として学校を訪問した際に人権教育に関する研修を実施し、男女平等教育についての啓発を図るとともに、理解を深め、実践に生かせるようにする。		

ハラスメント対策、相談窓口の充実

23		ハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立	
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		職員に関するセクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの苦情相談窓口・苦情処理委員会を庁内に設置し、相談体制を充実します。	
所管課		職員課	
事業計画		ハラスメント相談件数の増加に対応するため、相談体制の強化を検討する。	
評価	A	実施状況	ハラスメント相談対応窓口担当職員について、前年度から2人増員したことにより、ハラスメント相談体制を強化した。
		評価理由	ハラスメント相談対応窓口担当職員を増員したことで、相談に丁寧に応じることができるようになり、相談体制の充実が図られた。
次年度計画		令和4年4月から、職員が取得することのできる休暇として「不妊治療のための休暇」が導入されること等を踏まえ、要綱の見直しを行う。	

24		子育て相談の実施	
めざす効果		キ	仕事と生活の調和
内容		子どもと家庭に関するさまざまな相談を子ども自身や保護者から受け、内容に応じてコーディネートを行い相談・支援を行います。	
所管課		子育て支援総合センター	
事業計画		子育てに関する相談を引き続き実施します。	
評価	B	実施状況	電話相談：105件 来所相談：28件 メール相談：44件 子育て情報提供：373件（電話：249件、来所：124件） 虐待関係相談：25,412件（電話5,291件、来所1,088、訪問3,819件、住基確認による調査199件、他機関との連絡調整15,015件）
		評価理由	子育てに関する相談の中で、必要に応じて他機関と連携しつつ支援等を行った。
次年度計画		子育てに関する相談を引き続き実施します。	

男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発

* 主な取組/事業	内容	実施状況
児童虐待防止に向けた情報提供と啓発活動の実施 子育て支援総合センター	児童虐待防止についての正しい知識を得られるように、冊子の作成・発行や講演会開催等、情報提供と啓発活動に努め、児童虐待防止に向けた正しい知識を普及します。	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止啓発のため、児童虐待防止マニュアルを改訂し、関係機関に配布した。 児童虐待予防の周知のため、要保護児童対策地域協議会の実務者会議に合わせて虐待防止講演会を実施した。 虐待防止講演会：1回
児童虐待防止対策の充実のための関係機関との連携 子育て支援総合センター	墨田区要保護児童対策地域協議会を設置し、区関係各課・児童相談所・関係機関が連携して、児童虐待防止に向けた取組を充実します。	要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し、虐待防止、再発防止を図りました。 <ul style="list-style-type: none"> 代表者会議：2回 実務者会議：3回 個別ケース検討会議：69回

職員、教職員への啓発と研修の実施

* 主な取組/事業	内容	実施状況
職員向けハラスメント防止に関する意識啓発紙の発行 人権同和・男女共同参画課	セクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメント防止に向け、職員向け男女共同参画啓発紙「きらめき」を発行し、職員の意識啓発に努めます。	1-(1)-①〔職員向け男女共同参画啓発紙「きらめき」の発行〕に同じ

ハラスメント対策・相談窓口の充実

* 主な取組/事業	内容	実施状況
相談窓口の周知 人権同和・男女共同参画課	暴力（DV、デートDV含む）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、リベンジポルノJKビジネスなどの防止に向けて相談先をわかりやすく啓発し、被害の拡大を防止します。	区ホームページ掲載 区報掲載（4月11日号、8月11日号、11月11日号） ツイッター、フェイスブックで配信（4月、8月、11月、1月） DV防止カード配布（新成人、区内中学3年生）
「法律・人権相談」「日常の悩み相談」等相談窓口の周知 広報広聴担当	区民生活に関わる様々な問題について、区民が気軽に相談できるよう専門の職員を配置した窓口を設置し、相談体制を充実します。	区役所1階のすみだ区民相談室にて、区民等を対象に生活上の種々の法律問題や人権に関する相談などに対して、相談員が面談等により問題解決のアドバイスを行っている。

(ハラスメント対策・相談窓口の充実)

* 主な取組/事業	内容	実施状況
女性相談の実施 生活福祉課	女性に対する暴力、ストーカー、買売春、若年層を含む性暴力など、女性の人権侵害や女性福祉に関する相談と、自立に向けた支援を行います。	相談延件数2561件
家庭相談の実施 生活福祉課	夫婦関係や離婚の悩み、身近な男性からの暴力に関する相談、高齢者や引きこもりの相談などの支援を行います。	相談延件数409件
ひとり親相談の実施 生活福祉課	ひとり親家庭が抱える子育ての悩みや経済的な問題などの相談に応じ、ひとり親家庭の自立へ向けた支援を行います。	相談延件数655件 R3.2月から新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により困窮するひとり親を対象に次の事業を拡充した。 ①ひとり親家庭就業等支援事業 就業に課題のあるひとり親世帯について、就業に関する自立支援プログラムの策定や就業支援・就業情報提供を実施することにより、就業先の確保及び継続的な就業につなげる。 プログラム策定件数 25件 ②養育費等支援事業 養育費を確保するため、その手続等について支援する。 相談件数 55件、同行支援件数 11件

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (3) 心とからだを尊重する社会づくりを進めます
 課題③ 生涯を通じた女性の健康支援

健康づくりの知識の普及・啓発

25	区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信	
めざす効果	オ	女性の健康支援
内容	区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、「区のお知らせ」、区公式ホームページ、ケーブルテレビの区政情報番組等を通じて情報を発信し、区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。	
所管課	保健計画課	
事業計画	健康づくりに関する情報を区報(毎月1日号)等において発信する。	
評価	A	実施状況
		評価理由
評価理由	区のお知らせにより、以下の情報を発信 ・がん検診や健康診査等、健康づくりに関する情報を掲載(毎月1日号) ・健康全般(健康づくり総合計画関連)の記事を掲載(9月11日号) ・区が実施する健康診査の案内を掲載(5月11日号、7月1日号) ・健康寿命延伸事業に関する記事を掲載(9月11日号、3月11日号) ・受動喫煙に関する記事を掲載(6月1日号) ・熱中症に関する記事を掲載(8月11日号、8月21日号) ・がんイベントの周知(9月11日号)	
評価理由	コロナ禍であったが、SNS等も活用し、事業開始の時期等、想定以上に効果的な周知を図れた。	
次年度計画	健康づくりに関する情報を区報(毎月1日号)等において発信する。	
所管課	保健センター	
事業計画	子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等を「区のお知らせ」、区公式ホームページ、チラシ等を通じて情報を発信する。	
評価	A	実施状況
		評価理由
評価理由	すべての講演会は区報、ホームページ、チラシにて周知 ・子育て講演会(本所)11月11日号 ・子育て講演会(向島)9月1日号 ・健康セミナー(本所)10月11日号 ・健康セミナー(向島)10月1日号 ・依存症講演会(向島)コロナの影響により実施なし ・思春期講演会(本所)11月1日号 ・家族会(向島)奇数月の11日号 (本所)偶数月の11日号 ・うつ講演会(向島)8月11日号(本所)1月11日号 ・家族のための連続講座(本所)9月11日号 ・食生活講習会(向島)5月11日号、9月11日号 (本所)8月1日号、10月21日号	
評価理由	コロナ禍ではあったが、各種講演会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発のための効果的な周知を図った。	
次年度計画	子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等を「区のお知らせ」、区公式ホームページ、チラシ等を通じて情報を発信する。	

26	健康づくりのための講習会の実施		
めざす効果	オ	女性の健康支援	
内容	区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、各種講習会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。		
所管課	保健計画課		
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康週間イベント、がん普及啓発イベントの開催 すみだ花体操普及啓発事業 		
評価	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康週間イベント、がん普及啓発イベントの開催 すみだ花体操普及啓発事業295回8,284人（普及員実施分）
		評価理由	すみだ花体操普及啓発事業等について、新型コロナウイルス対策として実施を中止したが、他の事業は実施し、健康づくりについて普及・啓発が図れた。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康週間イベント、がん普及啓発イベントの開催 すみだ花体操普及啓発事業 		
所管課	保健センター		
事業計画	子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等の実施		
評価	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 子育て講演会2回24人（向島1回15人、本所1回 9人） 健康セミナー（本所）1回 10人 健康セミナー（向島）1回30人 思春期講演会1回 5人（本所） 家族会11回 82人（向島5回46人、本所6回 36人） うつ講演会1回 16人（向島1回16人、本所はコロナのため中止） 家族のための連続講座 3回 34人（本所） 食生活講習会 4回40人（向島2回18人、本所2回22人）
		評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により回数は減少したが、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として実施方法の変更等を行い、内容的には想定通りの効果を発揮した。
次年度計画	子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等の実施		

27	妊産婦の喫煙防止の推進		
めざす効果	オ	女性の健康支援	
内容	妊娠期及び産後の喫煙を防止するため、親子健康手帳(母子健康手帳)発行時や各母子保健事業で禁煙を働きかけます。		
所管課	保健計画課		
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙医療費補助事業の実施 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布 		
評価	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙医療費補助事業の実施：登録90件、助成41件 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布
		評価理由	妊婦面談等の際に、パートナーも含めて事業周知を行った。禁煙補助薬の供給停止により事業利用者が減少した。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙医療費補助事業の実施 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布 ・乳児健診の際に、保護者向けにたばこの害に関するリーフレットを配布 		
所管課	保健センター		
事業計画	親子健康手帳(母子健康手帳)交付、出産準備クラス、新生児訪問、乳児健診において、禁煙の働きかけやリーフレット配布を実施		
評価	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康手帳(母子健康手帳)交付 2,588人 ・出産準備クラス(本所)30回566人(向島)30回304人 ・新生児訪問(本所)1,174人(向島)807人 ・乳児健康診査(本所)36回1,268人(向島)34回880人
		評価理由	妊娠期及び産後の喫煙を防止するために、各母子保健事業で禁煙の働きかけをした。
次年度計画	親子健康手帳(母子健康手帳)発行時面接、出産準備クラス、新生児訪問、乳児健診において、禁煙の働きかけやリーフレット配布を実施		

検診実施、受診促進

28	がんの早期発見、女性の受診機会の拡大	
めざす効果	オ	女性の健康支援
内容	がんの早期発見のため、女性の受診機会の拡充等、がん検診の充実に努め、区民の生涯を通じた健康づくりを支援します。	
所管課	保健計画課	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> がん検診の実施（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診） 受診勧奨の実施（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診） NPO法人等との協働によるピンクリボンイベント等の実施 	
評価	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 周知方法：区のお知らせ、診療窓口における周知 受診者数 胃がん 3,896人（うち女性2,123人） 受診率7.2%（前年比4.8%増） 大腸がん 19,911人（う女性12,192人） 受診率23.2%（前年比1.2%増） 肺がん 8,440人（うち女性4,799人） 受診率9.9%（前年比2.3%増） 子宮頸がん 7,196人 受診率19.9%（前年比1.2%増） 乳がん 5,691人 受診率23.1%（前年比0.6%増） <p>受診率＝受診者数／〔それぞれのがん検診における受診対象者×対象人口率（％）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> がん検診推進事業の実施（大腸・子宮・乳） 胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診の受診勧奨の実施
	評価理由	がん検診受診者全体は増加傾向にあり、受診者における女性の割合は引き続き高い数値を維持しているため、予定通りの効果を発揮した。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> がん検診の実施（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診） 受診勧奨の実施（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診） NPO法人等との協働によるピンクリボンイベント等の実施 	

健康相談の実施

29	心の健康相談の実施		
めざす効果	オ	女性の健康支援	
内容	思春期・妊娠期・更年期・老年期における女性の精神的な相談を行います。		
所管課	保健センター		
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ママのリラックスタイム（本所・向島）各12回 ・親と子の相談室 本所36回・向島34回 ・思春期相談(本所) 24回 ・依存症相談(向島) 18回 ・こころの健康相談 本所12回・向島18回 		
評価	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん事業 [平成28年度よりEPDS(エジンバラ産後うつ質問票)アンケート実施] (向島) 605人 (本所) 1,121人 ・乳児健診EPDS (エジンバラ産後うつ質問票) アンケート実施者数 (向島) 34回実施 138人 (本所) 36回実施 208人 ・親と子の相談室 (向島) 34回実施 21人 (本所) 35回実施 46人 ・ママのリラックスタイム (出産後の母親の集まり) (向島) 12回実施 27人 (本所) 12回実施 26人 ・思春期相談23回 19人 ・依存症相談11回 7人 ・こころの健康相談 (向島) 18回 14人 (本所) 12回 15人
		評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、回数の減少・実施方法の変更にて対応した。実施方法の変更により、内容的には想定通りの効果を発揮した。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ママのリラックスタイム（本所・向島）各12回 ・親と子の相談室 本所36回・向島36回 ・思春期相談(本所) 24回 ・依存症相談(向島) 18回 ・こころの健康相談 本所12回・向島18回 		

健康づくりの知識の普及・啓発

* 主な取組/事業	内容	実施状況
母性保護と家族計画の充実 (出産準備クラスの実施ほか)	出産準備クラス、新生児訪問、未熟児訪問、乳児健康診査、育児学級を通して、母体の回復や適切な避妊方法の知識を普及し、母性の健康を守ります。妊婦健康診査、妊婦訪問指導においては、健康診査の結果に基づいて生活指導を行うとともに、母子保健の向上を図ります。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に留意しながら事業を行い、一時休止した事業もあるが、おおむね当初の計画通り実施できた。
保健センター		
エイズ理解及び予防教育の実施	エイズ教育の成果を普及させ、男女の相互理解と人間としての生き方を考えた、エイズ理解及び予防教育を推進します。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度は中止。
保健予防課 指導室		中学校の保健体育「健康な生活と病気の予防」においてエイズ及び性感染症の予防について学習し、発達の段階に応じた指導を行っている。

検診実施、受診促進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
妊産婦歯科健康診査の実施	妊産婦を対象に歯科健診を実施し、むし歯や歯周病等の予防及び適切な時期の治療を推進し、安心な出産、乳児の健康な発育を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中に1回、産後1年未満までに1回の計2回受診可能 ・令和3年度受診者数 延べ1,556人
保健計画課		
骨粗しょう症予防対策の実施	高齢になっても寝たきりにならないために、骨粗しょう症の早期発見・予防を目的として、骨密度検診と検診結果による対策を指導します。	女性の更年期を含めたからだ作りをテーマとして、セミナーを実施。特に骨密度に焦点を当て、骨密度測定など体験学習の機会とした。
保健センター		

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (4) 安心して暮らせる環境の整備を進めます
 課題① 経済的な困難を抱える人への支援

生活支援の充実

30	ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施		
めざす効果	イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択	
内容	就労の厳しい状況にあるひとり親家庭の父又は母の能力開発・生活支援のために費用の一部を助成し、就業を効果的に促進します。		
所管課	生活福祉課		
事業計画	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 24件 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 (修了一時金) 2件 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 3件		
評価	B	実施状況	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 7件 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 (修了一時金) 3件 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 6件
評価理由		ひとり親家庭の就業に向けて、資格取得のための費用を助成することで、就業と安定した就労を支援している。	
次年度計画	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 11件 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 (修了一時金) 3件 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 5件		

31	児童扶養手当・児童育成手当		
めざす効果	キ	仕事と生活の調和	
内容	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。		
所管課	子育て支援課		
事業計画	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。		
評価	B	実施状況	児童扶養手当受給者数 1,372人 (R4年3月末) 児童育成手当受給者数 2,081人 (R4年3月末)
評価理由		手当支給業務を適切かつ円滑に実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることに寄与できた。	
次年度計画	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。		

困難を抱える家庭への相談の実施

* 主な取組/事業	内容	実施状況
ひとり親相談の実施 (再掲) ----- 生活福祉課	ひとり親家庭が抱える子育ての悩みや経済的な問題などの相談に応じ、ひとり親家庭の自立へ向けた支援を行います。	1-(3)-②に同じ
女性相談の実施 (再掲) ----- 生活福祉課	女性に対する暴力、ストーカー、買売春、若年層を含む性暴力など、女性の人権侵害や女性福祉に関する相談と、自立に向けた支援を行います。	1-(3)-②に同じ

生活支援の充実

* 主な取組/事業	内容	実施状況
出産費用の助成 ----- 生活福祉課	経済的理由により病院での出産が困難な妊産婦に対し、安心して出産できるよう出産費用を助成します。	入院助産利用件数 12件
福祉資金等の貸付事業 ----- 生活福祉課	女性及びひとり親家庭の経済的自立の助成と生活の安定の助長を図ります。	母子及び父子福祉資金貸付 修学5件、就学支度1件 墨田区女性福祉資金貸付 修学資金 1件、転宅資金 1件 墨田区ひとり親福祉応急小口資金貸付 2件
ひとり親家庭等医療費助成 ----- 子育て支援課	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成します。	令和4年4月末現在 助成世帯数 1,240世帯 受給者数 1,500人
児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施 ----- 子育て支援総合センター	児童を養育する家庭で、出産や病気等で日常生活を営むうえで支障がある方に、ホームヘルパーを派遣し家事等を援助します。	件数 59件 延日数 399日 延時間 625.5時間

福祉団体等への補助事業

* 主な取組/事業	内容	実施状況
母子生活支援施設への助成 ----- 生活福祉課	母子家庭の自立を支援するため、母子生活支援施設に対し一般生活費等を扶助し、入所者への就労支援、子育て支援を充実していきます。	私立母子生活支援施設への助成費 3,726,481円
福祉団体への補助事業の実施 ----- 厚生課	福祉団体への助成により、ひとり親家庭の自立・自助意識を高め、健全な家庭生活と児童の育成を図ります。	すみだひとり親さくら会に補助金8万円を交付 ・会員数 70世帯 ・実施事業 ①ひとり親家庭同士の交流を深めることを目的としてイベント・親睦会の開催 ②ひとり親家庭の生活相談 ③研修の受講

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向 (4) 安心して暮らせる環境の整備を進めます

課題② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が
安全・安心に暮らせる環境づくり

生活・福祉サービス情報の提供

32	外国語翻訳アプリ、聴覚障害者コミュニケーション支援アプリ付きタブレット端末の窓口設置	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	外国人への通訳及び聴覚障害者等との円滑なコミュニケーションを図るため、翻訳アプリ等を備えたタブレット端末を窓口等に設置します。	
所管課	ICT推進担当	
事業計画	継続して利用を図る。	
評価	B	<p>実施状況</p> <p>外国語翻訳アプリ利用 ・・・年間1件 英語：1件、中国語：0件 聴覚障害者対応アプリ利用（スピーチキャンパス） ・・・年間0件</p> <hr/> <p>評価理由</p> <p>通訳が必要な外国人や聴覚障害者と円滑なコミュニケーションを図るため、アプリケーションを活用できた。</p>
次年度計画	外国語翻訳アプリ、聴覚障害者コミュニケーション支援アプリ付きタブレット端末の配布については、令和3年度をもって終了する。窓口等での外国人等との対応状況を踏まえ、必要に応じて、各課に配布したタブレット端末に翻訳アプリ等をインストールして実施する。	

安心して暮らせるまちの整備促進

33	英語と中国語による外国人相談の実施	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	区内在住・在勤の外国人を対象に、日常生活での悩み事などを気軽に相談できる英語と中国語による外国人相談を行います。	
所管課	広報広聴担当	
事業計画	引き続き、外国人相談を実施する。	
評価	B	<p>実施状況</p> <p>外国人相談を実施した。 ・中国語（毎週水曜日）12件 ・英語（毎週水曜日）1件</p> <hr/> <p>評価理由</p> <p>通訳が必要な外国人に対して、円滑なコミュニケーションのもと、適切に案内することができた。</p>
次年度計画	引き続き、外国人相談を実施する。	

34		介護事業者対象人権講演会の実施	
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		介護保険サービスを提供する事業者を対象に、人権問題に関する研修会・講習会等を実施し、意識啓発を行います。	
所管課		介護保険課	
事業計画		介護事業者全体連絡会で、人権問題に関する研修会・講習会を実施する。	
評 価	B	実施 状況	全体事業者連絡会を年4回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン開催として行った。第3回の連絡会で人権について取り上げたが、参加した区内の介護事業者から回収したアンケートには人権に関する内容はあまり明記されていなかった。なお、「墨田区ケア倶楽部」にも本事業者連絡会の資料を記載することで、介護事業所向けに情報発信を実施しており、新型コロナウイルス感染症による人権への配慮に対する通知や介護現場におけるハラスメントに関する研修の手引き等の厚生労働省通知を周知した。
		評価 理由	全体事業者連絡会の開催に伴い区内の介護事業者に周知は出来たが、理解度が不明なため。
次年度計画		介護事業者全体連絡会で、人権問題に関する研修会・講習会を実施する。	

35		バリアフリー化の促進	
めざす効果		ク	男女共同の安心安全
内容		区民が安全で安心して暮らせるよう、区内のバリアフリー化を促進します。	
所管課		厚生課	
事業計画		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者、高齢者などのハンディキャップを持つ人たちを含めた、全ての方々が安全・快適に店舗等を利用できるよう、スロープやエレベーターなどの整備を行う場合に、要件を満たす方へその費用の一部を助成する。（民間施設整備助成金） ・ JR錦糸町駅総武緩行線ホームドアの整備に対し助成する。 	
評 価	B	実施 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間施設整備助成金実績 4件 ・ JR錦糸町駅総武緩行線ホームドアの整備に対する助成を行った。
		評価 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間施設整備助成金の交付により、区内のバリアフリー化が促進されたため。 ・ JR錦糸町駅総武緩行線ホームドアの整備に対する助成を行うことで、安全性向上の促進を図ることができた。
次年度計画		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者、高齢者などのハンディキャップを持つ人たちを含めた、全ての方々が安全・快適に店舗等を利用できるよう、スロープやエレベーターなどの整備を行う場合に、要件を満たす方へその費用の一部を助成する。（民間施設整備助成金） ・ 京成電鉄押上駅ホームドアの整備に対し助成する。 	

生活・福祉サービス情報の提供

* 主な取組/事業	内容	実施状況
区公式ホームページでの自動翻訳サービスの導入 ----- 広報広聴担当	区公式ホームページにおける自動翻訳サービスにより、外国人にもわかりやすい情報を提供します。	区公式ホームページに自動翻訳サービス（英語・中国語（簡体字）・韓国語）を導入している。
外国語に対応したガイドブックの作成、配布 ----- 広報広聴担当	外国語に対応したガイドブックを作成、配布し、外国人にもわかりやすい情報を提供します。	墨田区で生活する外国人向けの生活ガイドとして、外国語での相談窓口や区役所での手続き等を案内する「墨田区外国語版生活便利帳」を発行している。また、すみだガイドマップを翻訳（英語・中国語・ハングル）した外国語版のガイドマップも発行している。
障害者福祉のしおり「フレイフレーマイペース」の配布 ----- 障害者福祉課	障害のある方に対する各種制度やサービスの案内、情報提供を行います。	内容変更に合わせて毎年改訂版を発行し、新規に手帳交付された方や各関係機関（区内各施設、警察署、消防署等）に配布した。なお、希望により個人にも配布している。冊子の配布のほかにも、ホームページ等での情報提供や新商品の開発、販売促進等を行い、性別に関わりなく一人一人が生き生きと輝いていけるよう取組を進めている。
高齢者福祉のしおり「たんぼぼ」の配布 ----- 介護保険課	介護保険制度や高齢者の福祉サービスの内容を65歳以上の方やその家族に情報提供します。	・毎月65歳を迎える区民のいる世帯および65歳以上の転入世帯へ高齢者福祉サービスのしおり「たんぼぼ」を配付した。なお、令和3年度は法改正及び第8期介護保険事業計画策定に伴い、対象世帯に全戸配付した。（配布数 46,366冊） ・区公式ホームページにも高齢者福祉サービスのしおり「たんぼぼ」を掲載している。

安心して暮らせるまちの整備促進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
区民参加型の家事援助の拡充（「ハート・ライン21」事業） ----- 厚生課	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で実施している、区民参加型の家事援助を中心とした有料の在宅サービス「ハート・ライン21」に助成し、事業を推進します。	(令和3年度実績) ・利用会員 133人 ・協力会員 167人 ・利用人数(延) 775人 ・協力会員活動件数 3,136件 ・活動時間数 4,311.5時間
「あんしんバリアフリーマップ」の運営 ----- 厚生課	区公式ホームページにおいて、公共施設や区内店舗のバリアフリー情報を公開します。定期的に情報更新するとともに、新規施設の掲載や周知を進めます。	区公式ホームページにおいて、公共施設や区内店舗のバリアフリー情報を公開、掲載施設の随時調査 令和3年度アクセス数 100,547件

(安心して暮らせるまちの整備促進)

* 主な取組/事業	内容	実施状況
家庭相談の実施 (再掲) ----- 生活福祉課	夫婦関係や離婚の悩み、身近な男性からの暴力に関する相談、高齢者や引きこもりの相談などの支援を行います。	1-(3)-②に同じ
だれでもトイレの整備 ----- 道路公園課	ベビーチェアー・ベビーベッド、オストメイト対応洗浄装置等を配備し、子育て中の方、オストメイトの方、車いすの方も使いやすい「だれでもトイレ」を整備します。	だれでもトイレの整備 東墨田東公園
通訳翻訳ボランティア制度の導入 ----- 文化芸術振興課	在住外国人を支援するため、通訳翻訳ボランティアを登録し、区事業等で活用します。	令和3年度多文化共生事業における通訳・翻訳ボランティアの実績：11件 (実績例) ・子育て支援総合センター事業に係る通訳 ・公園案内サインの翻訳 (道路公園課事業) ・差押通告等の翻訳 (国保年金課事業)
日本語ボランティア教室との協働 ----- 文化芸術振興課	在住外国人に日本語を教える区内の日本語ボランティア教室と連携し、ボランティア養成等緊密に協力していきます。	日本語ボランティア養成講座 (初級・中級) を実施した。 【令和3年度実績】 ●初級 回数：全8回 参加者：15人 (定員12人に対し15人の応募。定員増やし、応募者全員が参加できるようにした。) ●中級 回数：全2回 参加者：20人 (定員12人に対し20人の応募。定員を増やし、応募者全員が参加できるようにした。)
在住外国人支援施策の実施 ----- 文化芸術振興課	外国人とのコミュニケーションツールとしての「やさしい日本語」の普及啓発等、在住外国人を支援する各種事業を実施します。	区ホームページにて、新型コロナウイルス感染症についての情報を、「やさしい日本語」で掲載している。また、YouTube区公式チャンネルにおいて、日本人向けの「やさしい日本語」普及・啓発動画を公開している。

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向 (1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます
課題① 男女が共に担う子育てへの支援

男性の子育て参画支援

36	男性のための育児教室の実施 (パパのための出産準備クラス)	
めざす効果	ア	家庭・地域の意識高揚
内容	男性も育児に関わることができるよう、育児に関する知識や技術についての講座を開催します。	
所管課	保健センター	
事業計画	パパのための出産準備クラス 向島16回、本所20回 の実施	
評価	実施状況	パパのための出産準備クラス参加者数 (向島) 16回開催 延べ195人 (男性: 195人) (本所) 20回開催 延べ278人 (男性: 278人)
	評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施方法の変更(妊婦のパートナーのみ参加)で対応した。アンケートにて肯定的な意見が多かったため、内容的には想定通りの効果を発揮したといえる。
次年度計画	パパのための出産準備クラス 向島16回、本所20回 の実施	

37	男性の子育て参画支援講座の実施 (父親対象事業)	
めざす効果	キ	仕事と生活の調和
内容	男性向けの講座を実施し、男性が子育てや家庭生活、地域活動に、積極的に関わるができるよう意識啓発を行います。	
所管課	人権同和・男女共同参画課 (すみだ女性センター)	
事業計画	全2回または3回の連続講座実施予定	
評価	実施状況	すみだパパスクール 3月 2回実施 1回目 講師: 高祖 常子氏 内容: パパ大好き! 怒らない子育て講座 2回目 講師: (一社)日本ベビーダンス協会 田中 由美子氏 内容: ベビーダンス講座 参加者数: 延べ (家族参加者を含む) 25人 (うち男性14人)
	評価理由	男性に子育てすることの楽しさを伝え、子育て参画への意識啓発を行った。 同じ境遇の参加者同士で、意見交換できる機会を提供することができた。
次年度計画	全2回講座実施予定	

出産・子育て応援事業

38		出産・子育て応援事業 「ゆりかご・すみだ」	
めざす効果		オ	女性の健康支援
内容		妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行い、関係機関と連携して必要な支援を行います。	
所管課		保健センター	
事業計画		妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行う。支援が必要な妊婦には支援プランを作成する。育児パッケージ3,000個	
評 価	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・面接者数（妊娠届出者全員が対象） 保健計画課 950人 （うち支援プラン作成39人） 向島保健センター 425人 （うち支援プラン作成24人） 本所保健センター 489人 （うち支援プラン作成27人） 子育て支援総合センター288人 （うち支援プラン作成20人） 合計 2,152人 （うち支援プラン作成110人） ※妊娠届出者のうち、面接未実施者には勧奨を実施 ・育児パッケージ配布数 2,179個 （面接実施者全員に配布。面接者数より上回るのは、多胎児がいるため。）
		評価理由	妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行い、支援が必要な妊婦には支援プランを作成し支援を行うことができた。
次年度計画		妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行う。支援が必要な妊婦には支援プランを作成する。育児パッケージ3,000個	

39		学童クラブ事業の実施	
めざす効果		キ	仕事と生活の調和
内容		小学校低学年の児童が放課後に安心して過ごせる場として学童クラブを整備します。また、私立学童クラブに対し運営経費の一部補助を行います。	
所管課		子育て政策課	
事業計画		事業計画 令和3年4月1日 立川児童館学童クラブ定員拡充 公立学童クラブ1か所新設	
評 価	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学童クラブ52クラブ 新設：4クラブ（令和3年度中着工完成により令和4年4月1日開設） 定員増：2クラブ各20名増（令和3年度中設備整備により令和4年4月1日増員） ・私立学童クラブ 7クラブ （うち1クラブは令和4年4月1日開設） 運営経費補助 私立6クラブ
		評価理由	待機児童が多く発生していることから、学童クラブの新規開設及び定員の拡充を行った。引き続き学童クラブの定員の拡充に努める。
次年度計画		令和4年度中 公立学童クラブ12か所新設予定	

40	一時的に子どもを預かる子育て支援事業	
めざす効果	キ	仕事と生活の調和
内容	保護者が、病気や出産などで子どもの世話ができない時や育児が一時的に困難な家庭の子どもを預かり、子育てを支援します。	
所管課	子育て支援総合センター	
事業計画	ショートナーズリー事業は過去の利用実績や幼保無償化により、令和2年度で事業を終了しました。 緊急一時保育利用事業・ショートステイ利用事業は継続して事業を実施することで子育て支援を図ります。	
評価	B	<p>実施状況</p> <p>緊急一時保育利用 人数 57人 延べ日数 787日 ショートステイ利用 件数 18件 延べ日数 64日（うち協力家庭 12件 37日間）</p> <p>評価理由</p> <p>事業計画通り実施したため。</p>
次年度計画	緊急一時保育利用事業・ショートステイ利用事業は継続して事業を実施することで子育て支援を図ります。	

出産・子育て応援事業

* 主な取組/事業	内容	実施状況
<p>子育ての相互援助活動の実施（ファミリー・サポート・センター事業）</p> <p>-----</p> <p>子育て支援総合センター</p>	<p>多様化する保護者の保育ニーズにこたえるため、地域のコミュニティを活用し、会員同士で地域における子育ての相互援助活動を行い子育て支援を充実します。</p>	<p>ファミリー会員 957人 サポート会員 147人 うち両方会員 4人 活動件数 2,678件</p>
<p>訪問型保育支援事業すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」</p> <p>-----</p> <p>子育て支援総合センター</p>	<p>在宅で子育てする保護者が急な病気や体調不良等により子育てが困難になった場合、民間事業者に事業を委託し、保護者の自宅へ区が認定した子育てサポーターを派遣し、子どもを保育します。</p>	<p>登録件数 336件 在宅子育てママ救急ショートサポート 1,171件 3,266.0時間 病後児（軽症病児）保育 617件 3,802.0時間 緊急預かり 221件 539.0時間 療育タイムサポート 87件 エンジェルサポート 199.5時間 59件 169.5時間 多胎児家庭サポート 71件 134.5時間</p>
<p>子育てサポーターの育成・活用</p> <p>-----</p> <p>子育て支援総合センター</p>	<p>子育て経験が豊富であり、子育ての悩みを抱える親が気軽に相談できる子育てサポーターを育成し、区が実施する子育て支援事業等で活用します。</p>	<p>令和3年11月4日～11月25日のうち10日間実施（約40時間） 受講者4名、うち認定者4名</p>

(出産・子育て応援事業)

* 主な取組/事業	内容	実施状況
<p>子育て自主グループの育成（子育て支援地域活動促進事業）</p> <p>-----</p> <p>子育て支援総合センター</p>	<p>地域で児童を育成する機能を活性化させる区民の自助・相互活動を促進し、子育て自主グループを育成します。</p>	<p>子育てを支援・応援する人々をつなぎ、情報交換や協力できる環境をつくるため、例年実施している子育て支援ネットワーク化会議は新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止とした。</p>
<p>すみだ子育てアプリの配信・運用</p> <p>-----</p> <p>子育て支援課</p>	<p>妊娠期から乳幼児の子どもをもつ保護者等が、容易に必要な情報を取得でき、また、産前・産後のアドバイスや、子どもの月齢に応じた区からのお知らせを個別に受け取ることができるアプリケーションを運用します。子育て世帯に適切な情報を届けることで、子育てにおける孤立防止につながります。</p>	<p>すみだ子育てアプリ令和2年度ダウンロード数1,468件</p>
<p>すみだいきいき子育てガイドブックの配布</p> <p>-----</p> <p>子育て支援課</p>	<p>子育て世帯に適切な情報を届けるため、出産準備や乳幼児の子育て、家庭教育、虐待防止、子育て支援の施策など、子育ての参考となるガイドブックを親子健康手帳（母子健康手帳）配布時等に配布します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2019・2020年版（平成31年度30,000部発行）を配布した。 ・2021・2022年版（令和3年度30,000部発行）を配布した。

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向 (1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます
課題② 男女が共に担う介護 (介助) への支援

介護 (介助) 者への支援の充実

41	男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	認知症など高齢者の介護について学ぶとともに、介護者同士の情報共有・ネットワークづくりを進め、介護者の負担軽減等を図ります。	
所管課	高齢者福祉課	
事業計画	認知症家族介護者教室 48回実施/年 男性介護者教室 4回実施/年 認知症普及啓発事業 (一般)80回/年 (専門)32回/年 実施	
評価	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談 随時 認知症家族介護者教室 65回実施/年 延べ534人参加 (内訳 男性182人 女性352人) 男性介護者教室 4回実施/年 延べ19人参加 (内訳 男性19人 女性0人) 認知症普及啓発事業(一般) 53回実施/年 延べ1032人参加 (内訳 男性442人 女性590人) 認知症普及啓発事業(専門) 16回実施/年 延べ194人参加 (内訳 男性61人 女性133人)
	評価理由	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため事業の実施を中止した期間もあるが、概ね想定した事業内容、実施回数を達成しているため。
次年度計画	認知症家族介護者教室 48回実施/年 男性介護者教室 4回実施/年 認知症普及啓発事業 (一般)64回/年 (専門)24回/年 実施	

42	緊急一時介護・保護事業の実施	
めざす効果	キ	仕事と生活の調和
内容	心身障害者 (児) 緊急一時介護、障害者緊急保護等の事業を実施します。	
所管課	障害者福祉課	
事業計画	介護者が一時的に被介護者を介護することが困難となった場合、介護委託費用の助成、病院での被介護者の保護等を行う。	
評価	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 支援施設緊急利用事業 利用者数 5人 述べ利用日数 72日 緊急一時介護・保護事業 病院保護：0件 介護費助成：述べ41日 <p>この事業については、障害者福祉の手引き「フレーフレーマイペース」で周知している。</p>
	評価理由	実績の多い少ないにかかわらず、この制度を利用することで、心身障害者 (児) を介護する保護者が、その人らしく生活するための一助となっていることからWLBの推進という面で評価できる。
次年度計画	介護者が一時的に被介護者を介護することが困難となった場合、介護委託費用の助成、病院での被介護者の保護等を行う。	

介護（介助）者への支援の充実

* 主な取組/事業	内容	実施状況
障害者への巡回入浴サービスの実施 ----- 障害者福祉課	自宅にお風呂がないなど、家族介護による入浴が困難な重度心身障害者（児）に対して、入浴車を派遣し、入浴サービスを行うことにより、家族の負担を軽減します。	執行金額 5,899,250円 登録者14人、利用回数延べ600回 家族のニーズに応え、入浴サービスを実施し、家族の負担軽減を行った。この事業については障害者福祉の手引き「フレイフレーマイペース」で周知している。
高齢者の総合相談窓口業務の実施 ----- 高齢者福祉課	区内8か所にある高齢者支援総合センターで、介護者の相談に対応します。	高齢者の総合相談 令和3年度実績：新規相談 6,501件 継続相談 14,212件
常時介護受給者用施設の整備促進 ----- 介護保険課	常時介護を必要とする方が入所する特別養護老人ホームなどの施設整備を支援します。	特別養護老人ホームの施設整備について、令和3年度中の開設に向けた支援を行い、令和3年11月に竣工、令和4年3月に開設した。
認知症高齢者の施設の整備促進 ----- 介護保険課	認知症のある高齢者が少人数で暮らし、専門的援助の受けられる認知症高齢者グループホーム等の整備を支援します。	第8期介護保険事業計画では、令和3年度～5年度の3年間で認知症高齢者グループホームを2棟整備する予定である。 第8期計画に基づき1棟目の整備事業者の募集を実施した結果、第3回目の公募に応募があった。 当該事業者について、令和4年度に選定委員会による選定を行い、事業候補者に決定した場合は、令和5年8月の開設を目指す。
介護保険制度の普及と介護サービスの充実 ----- 介護保険課	介護を社会全体で支えるために、介護保険制度の普及とともに、介護サービスを充実します。	<ul style="list-style-type: none"> 「介護の日記念行事」 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を中止した。 令和4年度以降の実施方法及び実施内容は未定である。 「よくわかる介護保険（制度PR冊子）」の作成・配布 5,600部 「区のお知らせ『高齢者福祉・介護保険特集号』」の作成・配布 73,000部

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向 (2) 男女がいきいきと働けるよう支援します
課題① 働く場での女性の活躍推進

管理・監督者への女性登用促進

43	女性職員へ管理職選考等の受験促進	
めざす効果	カ	男女共同参画
内容	管理職である女性職員の割合が、目標の20%程度となるよう女性職員に管理職選考等を受験するよう促進します。	
所管課	職員課	
事業計画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性だけでなく誰もが働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏まえたキャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇任試験の受験勧奨を行う。	
評価	評	<p>女性の管理・監督職の割合や男性職員の育休取得率についての数値目標を掲げた「墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づき、経験年数等の節目においてキャリアアップを促進する研修を実施した。</p> <p>(目標値) 管理職における女性職員の占める割合22%程度 男性職員の育児休業取得率30%程度</p> <p>(参考) 管理職における女性職員の占める割合 約19.5%(令和3年度) 男性職員の育児休業取得率 約47.5%(令和3年度)</p> <p>実施状況 女性職員だけでなく、男性職員も含め、職員向けにキャリアアップを進めるための研修等を実施するとともに、所属長を通じて昇任試験の受験勧奨を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ研修 (3回、143人) ・昇任選考 管理職受験者19人 (うち女性1人) <p>※平成30年度の行政系人事制度の改正により、総括係長職昇任及び係長職昇任については「選考」から「能力実証」に変更になった。 ※令和3年度に改訂した「職員育成基本方針」に基づき、管理監督者の立場で活躍する女性職員の育成やワーク・ライフ・バランスを意識した職場づくりについて取り組んでいる。</p>
	価	<p>評価理由 管理職における女性職員の占める割合が令和2年度(19.5%)から横ばいの推移ではあるが、割合男性職員の育児休業取得率が令和2年度(17.4%)より増加したため。</p>
次年度計画	「女性の就業生活における活躍に関する法律」に基づき、女性だけでなく誰もが働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏まえたキャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇任試験の受験勧奨を行う。	

仕事と家庭の両立に資する保育の実施

44	保育に関する相談窓口の設置		
めざす効果	キ	仕事と生活の調和	
内容	保育コンシェルジュ事業を実施し、それぞれの家庭に適した保育サービスを案内します。		
所管課	子育て支援課		
事業計画	相談室「おひさまルーム」で毎週月曜から木曜まで相談を受け付けるほか、毎月1回の説明会「保活への第一歩」を開催する。		
評	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービス相談件数：1,439件（前年度1,372件） ・説明会「保活への第一歩」開催回数：6回（前年度8回）
価		評価理由	子育て家庭や妊婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談や情報提供、助言等必要な支援を行った。なお、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、説明会開催数が前年度比で減少しているが、代替策として保育サービス相談で個別に対応することにより、感染拡大防止に留意しながら事業を継続して実施した。
次年度計画	相談室「おひさまルーム」又はオンラインでの個別相談を実施するほか、毎月1回、説明会「保活への第一歩」を開催する。		

女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

45	すみだ人材発掘・就労支援プログラム事業の実施		
めざす効果	イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択	
内容	区の産業の未来を支える人材を発掘し、地域での就職へと結びつけるため、若年者（39歳以下の男女）や子育て世代等の女性を対象に、企業見学ツアーや合同企業説明会などのイベントを実施します。		
所管課	経営支援課		
事業計画	合同企業説明会（年4回）の開催		
評	A	実施状況	合同企業説明会（オンライン形式）の開催（全4回） 参加者のうちアンケート回答者数53人（うち、女性29人） 就職者数9人（うち、女性5人）
価		評価理由	区内での就職を希望する女性と、区内中小企業とのマッチングを行うことができた。
次年度計画	合同企業説明会（年3回）の開催		

管理・監督者への女性登用促進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
キャリアアップ研修の実施 ----- 職員課	キャリア形成や昇任へのチャレンジ意欲の喚起のため、キャリアアップ研修を実施します。	現任キャリア研修、係員10年目キャリア研修、主任10年目キャリア研修を実施
区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動 ----- 人権同和・男女共同参画課	区のお知らせや区公式ホームページ、啓発冊子等を活用し、女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。	区ホームページ掲載 ワーク・ライフ・バランスセミナーでの啓発冊子配布

仕事と家庭の両立に資する保育の実施

* 主な取組/事業	内容	実施状況
定期的な保育の実施（認可保育園、保育ママ、小規模保育所） ----- 子ども施設課	保護者の就労等によって養育が困難になった子どもを、保護者に代わって保育園等の保育施設で保育します。	令和3年度認可保育園及び小規模保育所在園児数：4,112人 令和3年度保育ママ利用者延べ人数：565人
一時的な保育の実施（緊急、延長、休日、病児・病後児） ----- 子ども施設課	緊急一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、年末保育、育児リフレッシュを含めた一時保育等の特別保育事業を実施し、保護者の多様な保育ニーズに対応します。	緊急一時保育実施園数：公立保育園9園 私立保育園2園。定員に空きのある公立保育園、私立保育園、認証保育所等（施設による） 延長保育実施園数：公立保育園及び認定こども園18園 私立保育園59園 休日保育実施園数：公立保育園 2園 私立保育園 0園 病児・病後児保育：都立墨東病院のみで実施 年末保育実施園数：公立保育園 4園 私立保育園13園 一時保育実施園数：公立保育園 4園 私立保育園 8園
待機児童解消対策の推進 ----- 子育て政策課	認可保育所、小規模保育事業所の整備を推進し、待機児童の解消を図ります。	令和3年4月に1園（小規模保育事業所、定員19人）、令和4年4月に1園（認可保育所、定員57人）を開所し、保育定員を拡大した。

女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

* 主な取組/事業	内容	実施状況
一般事業主行動計画の策定促進に向けた女性活躍推進に関する情報提供 ----- 人権同和・男女共同参画課	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進をはじめ、女性活躍推進に関する情報提供を行います。	区ホームページ掲載 女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業
女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査の実施と公表 ----- 人権同和・男女共同参画課	区の施策に反映するため、女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する区民及び区内事業所の意識・実態調査を定期的に行います。また、調査結果は、概要版や区公式ホームページ等で情報提供します。	男女共同参画推進プランの改定前に実施 次回令和4年度実施予定
職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修実施 ----- 職員課	墨田区職員研修実施計画に基づく各職層への研修を行うとともに、特別区職員研修所の人権研修等に派遣し、区の職員の男女共同参画に関する理解を深めます。	新任研修、入区4年目研修、主任5年目研修で人権・同和・男女共同参画社会研修を実施
区職員対象の旧姓使用制度の実施 ----- 職員課	婚姻等により改姓があっても、旧姓を使用することを認め、就労上の便宜を図ります。	旧姓使用の範囲について、内部的な文書だけではなく、引き続き対外的な文書においても旧姓を使用することができることとし、就労上の便宜を図っている。

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ

【女性活躍推進計画】

施策の方向 (2) 男女がいきいきと働けるよう支援します

課題② 就業における男女共同参画の推進

就職に関するカウンセリングや相談

46	就職相談コーナー事業の実施「就職・仕事カウンセリングルーム」		
めざす効果	イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択	
内容	39歳以下の若年求職者やその親族、子育て世代等の女性を対象に、専門のキャリアカウンセラーが就職活動の進め方から仕事選び、適性診断等についてのアドバイスや就職後の相談に応じます。		
所管課	経営支援課		
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・就職・キャリア相談：毎週月～金曜日 13：00～17：00 水曜日のみ 15：00～19：00 ・臨床相談：毎月第2土曜日 13：00～17：00 		
評価	A	実施状況	就職・キャリア相談：毎週月～金曜日、第2・第4土曜日 13：00～17：00 臨床相談：毎月第2土曜日13：00～17：00 利用者数108人（うち、女性55人） 就職者数 38人（うち、女性16人）
		評価理由	就職活動に困難を抱える求職者にカウンセリングを実施し、就職へ結びつけることができた。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・就職・キャリア相談：毎週月～金曜日 13：00～17：00 水曜日のみ 15：00～19：00 ・臨床相談：毎月第2土曜日 13：00～17：00 		

労働に関する情報提供

* 主な取組/事業	内容	実施状況
国や都の資料の活用や関係機関と連携しての情報提供 ----- 人権同和・男女共同参画課	国・都から提供された資料及びパンフレット等を収集・配布し、育児・介護休業制度取得や短時間勤務の利用促進を図ります。	区役所1・2階パンフレットスタンド、14階窓口、すみだ女性センターで配布
女性の就労に関する情報の提供 ----- すみだ女性センター	労働基準法・男女雇用機会均等法、パートタイマーの権利等についての資料を窓口で配布することにより、男女の労働に関する共同参画について啓発します。	継続して窓口及び情報資料コーナーで配布している。

就職に関するカウンセリングや相談

* 主な取組/事業	内容	実施状況
就職情報の提供「就職支援コーナーすみだ」 ----- 経営支援課	求人や職業訓練など就労支援情報の提供及び相談体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・就職相談コーナーでは、就職を希望する39歳以下の若者及び子育て世代等の女性にキャリアカウンセリングを行い、個人の能力や適正に応じた就職ができるよう支援する。 ・すみだ人材発掘・就労支援プログラム事業では、区内中小企業の合同企業説明会等を開催し、地域での就職を支援する。

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向 (2) 男女がいきいきと働けるよう支援します

課題③ ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

47	ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施	
めざす効果	キ	仕事と生活の調和
内容	ワーク・ライフ・バランスの意義や方法を紹介し意識啓発を図ります。	
所管課	人権同和・男女共同参画課	
事業計画	セミナーを実施し、区民や事業者にワーク・ライフ・バランスの具体的な取組方法等を紹介する。	
評価	B	<p>実施状況</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスセミナーを、東京都労働相談情報センターとの共催で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGBT等に関する基礎知識と企業の対応 ～誰もが働きやすい職場へ～ 開催日：令和3年6月18日（金）25日（金） 講師：弁護士 森 伸恵 氏 概要：18日・LGBTとは／国内のLGBT等に関する動向 ・人事・労務管理上の問題点と企業に求められる対応① ～採用・就業規則・職場環境・人事・サービス・福利厚生 ・健康診断等～ 25日・人事・労務管理上の問題点と企業に求められる対応② ～カミングアウト・ハラスメント・アウトティング～ ・新型コロナウイルス対策で起こりうるLGBT等に関する問題点 <p>主な対象者：経営者・人事労務担当者等 参加者数：27人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育休パパ・ママの職場復帰セミナー 開催日：令和3年10月26日（火） 講師：育休後アドバイザー 小川嘉代子氏 概要：育休中の職場復帰準備 仕事と育児との両立ポイント 育休後復帰経験者の体験談 参加者数：9人 <p>○事業者向けワーク・ライフ・バランスセミナーを、区で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場で知っておきたいハラスメント 開催日：令和4年3月14日（月） 主な対象者：経営者・管理職・人事労務担当者 概要：パワハラの本音の根源 女性の心と体の本音 講師：社会保険労務士／産業カウンセラー 村田淳 氏 株式会社ヤクルト本社／保健師／ハラスメント防止 コンサルタント 安田 実恵子 氏 参加者：19名
		評価理由
次年度計画	セミナーを実施し、区民や事業者にワーク・ライフ・バランスの具体的な取組方法等を紹介する。	

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

* 主な取組/事業	内容	実施状況
区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動（再掲） ----- 人権同和・男女共同参画課	区のお知らせや区公式ホームページ、啓発冊子等を活用し、女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。	2-(2)-①と同じ

「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 ----- 職員課	「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、職員の仕事と家庭の両立が図られるようにするため、勤務環境の整備等の目標を定め、それを達成するための取組を推進します。	令和3年に特定事業主行動計画を改定して追加した「不妊治療を受けやすい職場環境の醸成」に関連して、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正され、令和4年4月から、職員が取得できる休暇として「不妊治療のための休暇」が新設された。
女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 ----- 職員課	「女性の職業生活における活躍に関する法律」第19条に基づき、女性職員の活躍しやすい制度・環境と誰もが働きやすい環境づくりのための目標を定め、それを達成するための取組を推進します。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の10年間の期間を前期5年、後期5年に区切り、後期5年において、前期5年における区の課題に対する目標への取組状況を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間に達成を目指す目標値を改めて掲げ、そのための取組を実施した。また、職員の育児休業等に関する条例を改正し、「妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認」及び「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備」について取り込むこととする。

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ
 施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます
 課題① 意思決定過程への女性の参画推進

審議会等における女性委員の比率向上

48	審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大		
めざす効果	カ	男女共同参画	
内容	区の審議会等の委員に女性を積極的に登用すること及び公募制の拡大を関係各課に働きかけ、女性のいない審議会をなくすように努めます。審議会等の女性委員の割合を、2023（平成35）年度までに30%にすることを目指します。		
	所管課	人権同和・男女共同参画課	
	事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員の割合が30%になることをめざし、積極的な女性の登用を働きかける。 女性委員の任用等を含む審議会等委員の公募制の導入について、関係各課に働きかけ、委員の女性比率の向上を図る。 審議会等の女性委員の割合調査で、女性の割合が10%未満の審議会に対し、その理由も調査する。 	
	評	B	実施状況 ・令和3年4月1日現在の各種審議会・委員会への女性委員任用状況は27.7%（前年度比+0.7ポイント） ・各審議会への女性委員の任用について、各課に基準日（4月1日）の状況を報告し、積極的登用を呼びかけた。 ・職員啓発紙「きらめき」第72号において、女性委員の任用状況と、任用促進のための具体的提案を含め掲載した。
	価		評価理由 職員啓発紙に、女性委員の任用について、具体的提案を掲載するなどの工夫ができた。 また、女性委員の任用増をめざし、附属機関委員等の選出選考時期に、当年度の数値を示しての依頼を各課にすることができた。前年度よりも女性委員の任用割合は高くなったが、目標の30%には届かなかった。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員の割合が30%になることをめざし、積極的な女性の登用を働きかける。 女性委員の任用等を含む審議会等委員の公募制の導入について、関係各課に働きかけ、委員の女性比率の向上を図る。 審議会等の女性委員の割合調査で、女性の割合が10%未満の審議会に対し、その理由も調査する。 		

審議会等における女性委員の比率向上

* 主な取組/事業	内容	実施状況
女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表	関係各課に毎年調査を行い、女性委員の登用率を把握するとともに、女性の参画状況を明らかにします。	男女共同参画推進プラン進捗状況報告書にて令和3年4月1日現在の審議会等における女性委員任用状況を公表 令和3年4月1日現在：27.7%
人権同和・男女共同参画課		

政治分野における女性の活躍推進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知に努めます。	リーフレットを、区役所1・2階リーフレットスタンド、14階窓口、すみだ女性センターで配布したほか、ワーク・ライフ・バランスセミナー等で配布
人権同和・男女共同参画課		

基本目標 3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題② 地域における男女共同参画の推進

地域における男女共同参画意識の啓発

49	地域で助け合う小地域福祉活動の推進	
めざす効果	ク	男女共同の安心安全
内容	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で推進している、町会・自治会を範囲とした地域単位で行う支えあい・助けあい活動である「小地域福祉活動推進事業」に助成し、地域共生社会の実現をめざします。	
所管課	厚生課	
事業計画	小地域福祉活動への支援、助成をおこない、活動の継続を推進する。 <事業計画> ・小地域福祉活動実施地区(36地区) ・ふれあいサロン実施地区(22地区) ・拠点型ふれあいサロン実施地区(4地区) ・おもちゃサロン(2カ所) ・地域福祉プラットフォーム(3カ所)	
評 価	実施状況	小地域福祉活動活動団体の支援、助成を行い、事業の推進を図った。 <事業実績> ・小地域福祉活動実施地区(33地区) ・ふれあいサロン実施地区(15地区) ・拠点型ふれあいサロン実施地区(4地区) ・おもちゃサロン(2カ所) ・地域福祉プラットフォーム(3カ所)
	評価理由	小地域福祉活動・ふれあいサロンともに、新型コロナウイルス感染拡大につき計画数には達していない。 しかし、新型コロナウイルス感染拡大の中でも、工夫してつながりを継続し、地域の安心、安全の為の見守り活動を実施している。また、ふれあいサロンについては、新規実施には至らなかったが、感染が落ち着き次第実施を検討している地区が2地区ある。
次年度計画	小地域福祉活動への支援、助成をおこない、活動の継続を推進する。 <事業計画> ・小地域福祉活動実施地区の拡大 ・ふれあいサロン実施地区の拡大 ・拠点型ふれあいサロン実施地区(4地区) ・おもちゃサロン(2カ所) ・地域福祉プラットフォーム(3カ所)	

男性の地域活動への参画支援

50	男性の社会貢献意識の向上促進（老人クラブ活動の活性化）	
めざす効果	ア	家庭・地域の意識高揚
内容	高齢期を迎えた男女がともに地域の中で生きがいをもって暮らし続けるため、社会奉仕、友愛活動及び健康をすすめる活動を促進する老人クラブを支援します。	
所管課	高齢者福祉課	
事業計画	○友愛訪問活動 実施クラブ 100クラブ 訪問員 1,150人 対象 1,500人 訪問回数 19,000回 ○墨老連主催介護予防講習の実施 参加者数450人	
評価	B	<p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブでの友愛訪問活動 実施クラブ92クラブ 訪問員3,014人 対象3,082人 訪問回数10,905回 ・墨老連主催介護予防講習の実施 参加者数 0人 (健康ウォーキング教室、筋力トレーニング教室、棒体操教室) <p>※老人クラブに加入している男性の方の中には、現役時代に地域活動を行う機会に恵まれなかった方も少なくない。そういった方々が、退職後に老人クラブに加入し、友愛訪問を始めとした地域活動を行うことで、社会貢献意識を養っている。</p>
評価理由		新型コロナウイルス感染症の流行により、事業を中止した期間もあるため、実績数は例年より減少しているが、所期の効果を達成できたと考えているため。
次年度計画	○友愛訪問活動 実施クラブ 100クラブ 訪問員 1,150人 対象 1,500人 訪問回数 19,000回 ○墨老連主催介護予防講習の実施 参加者数450人	

地域における男女共同参画意識の推進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
団体・サークルの育成・支援	団体情報の登録や学習情報の提供によって、団体・サークルの育成・支援を行い、地域のあらゆる団体に男女共同参画について考えるきっかけづくりを行います。	生涯学習センター学習相談コーナーにて区内で活動している様々な団体・サークルのマッチングを行った。また、年2回「すみだマナビ」を発行し、団体・サークルの活動紹介をした。
地域活動推進課		
食育の普及、啓発	食育推進のネットワークを通して、普及啓発を図ります。	すみだ食育推進会議における外部委員において、女性の登用を考慮した。 (全体14人のうち、2人。14.3%)
保健計画課		

男性の地域活動への参画支援

* 主な取組/事業	内容	実施状況
定年後の男性の社会貢献意識の向上（シニア向け講座や介護教室の開催）	定年後のシニアに向け活動の場を提供し、社会参加や生きがいづくりを支援します。また、男性介護者教室を実施し、介護者の孤立を防ぐほか介護予防サポーターとしての活躍を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・男性介護者教室 4回実施/年 延べ19人参加 (内訳 男性19人 女性0人)
高齢者福祉課		

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題③ 防災・防犯における男女共同参画の推進

防災分野での男女共同参画の推進

51	避難所運営体制の構築		
めざす効果	ク	男女共同の安心安全	
内容	男女共同参画の視点に立った避難所運営体制の構築を目指します。		
所管課	防災課		
事業計画	地域防災活動拠点会議等にて、引き続き男女共同参画の視点に立った避難所運営の体制構築について検討する。		
評価	B	実施状況	令和3年度には避難所を開設するような災害はなかったが、男女共同参画の視点に立った運営体制構築の検討を進めた。
		評価理由	令和元年東日本台風時の避難所運営の課題について各種検証を行う中、男女共同参画の視点に立った運営体制構築を検討した。
次年度計画	地域防災活動拠点会議等にて、引き続き男女共同参画の視点に立った避難所運営の体制構築について検討する。		

防災分野での男女共同参画の推進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
地域住民を対象とした防災講座の開催	防災士育成講座等を通して、男女共同参画の視点を持った人材育成を図ります。	墨田区防災士ネットワーク協議会において、全体定例会に追加し、女性防災分科会を設置した。今後、防災士の区民防災訓練への派遣（講話等の企画）を行い、男女共同参画視点をもった防災士の育成や区民啓発を行う。
防災課		
男女共同参画の視点で防災・防犯における意識啓発	男女共同参画の視点で防災・防犯に関する意識啓発を進めます。	3年度は未実施であるが、継続して講座等の実施を検討する。
すみだ女性センター		

◆第3章◆

墨田区男女共同参画状況

- 1 政策方針決定への女性の参画状況
- 2 審議会等における女性委員任用状況

1 政策方針決定への女性の参画状況

(1) 議会

(令和4年4月1日現在)

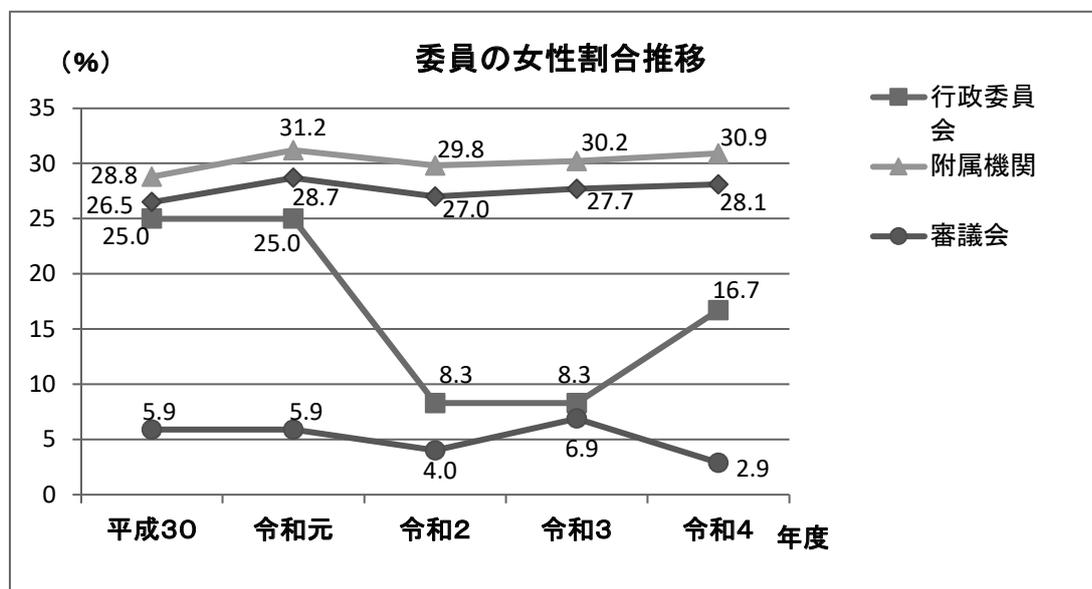
	総議員数	女性議員数	女性議員の割合
議員数	32	10	31.3%

(2) 委員会等

(令和4年4月1日現在)

	全委員会等数	女性委員を含む委員会等数	女性委員を含む委員会等の割合	全委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	3	2	66.7%	12	2	16.7%
附属機関	56	49	87.5%	981	303	30.9%
審議会等	7	3	42.9%	102	3	2.9%
合計	66	54	81.8%	1,095	308	28.1%

※区職員のみで構成する委員会を除く。



(3)職員

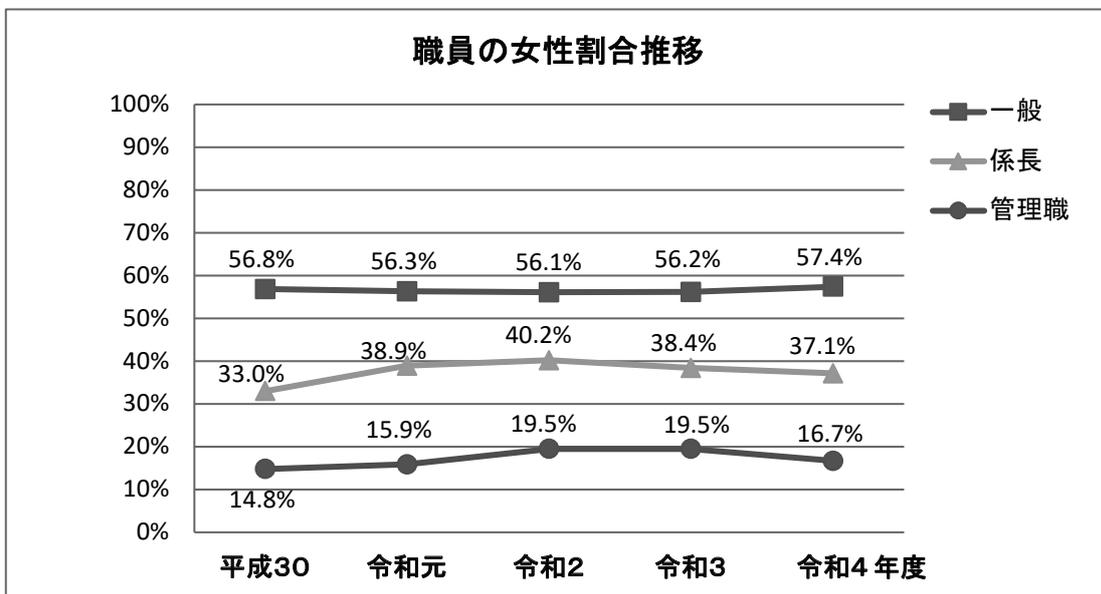
(令和4年4月1日現在)

		事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能系	教育関係	全職員数
管理職	全体	61	2	13	5		3	84
	女性	5	2	0	4		3	14
	女性の割合	8.2%	100.0%	0.0%	80.0%	-	100.0%	16.7%
係長職	全体	250	97	62	21	21	2	453
	女性	61	78	7	19	1	2	168
	女性の割合	24.4%	80.4%	11.3%	90.5%	4.8%	100.0%	37.1%
一般職	全体	777	292	99	48	115	15	1,346
	女性	399	268	26	45	20	15	773
	女性の割合	51.4%	91.8%	26.3%	93.8%	17.4%	100.0%	57.4%
合計	全体	1,088	391	174	74	136	20	1,883
	女性	465	348	33	68	21	20	955
	女性の割合	42.7%	89.0%	19.0%	91.9%	15.4%	100.0%	50.7%

※フルタイム再任用73名を含む。

※幼稚園職員については、園長は管理職、副園長は係長職、主任教諭及び教諭は一般職に計上した。

※統括技能長・技能長・担当技能長は、係長職(技能系)に計上した。



2 審議会等における女性委員任用状況

■令和4年4月1日現在

	今年	前年	
①	審議会等の女性委員の割合（区職員のみで構成するものを除く）	28.1 %	27.7 %
②	審議会等の数（区職員のみで構成するものを除く。）	66 機関	66 機関
③	令和3年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達しているもの	28 機関	28 機関
④	③の中で女性委員の割合が40%に達しているもの	7 機関	6 機関
⑤	④の中で女性委員の割合が50%に達しているもの	9 機関	11 機関
⑥	令和3年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達していないもの	38 機関	38 機関

■前年との比較

基準日	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
平成20年4月1日現在	57	53	93.0%
平成21年4月1日現在	61	52	85.2%
平成22年4月1日現在	61	44	72.1%
平成23年4月1日現在	54	43	79.6%
平成24年4月1日現在	57	48	84.2%
平成25年4月1日現在	64	52	81.3%
平成26年4月1日現在	65	47	72.3%
平成27年4月1日現在	64	53	82.8%
平成28年4月1日現在	63	55	87.3%
平成29年4月1日現在	63	53	84.1%
平成30年4月1日現在	58	49	84.5%
平成31年4月1日現在	65	55	84.6%
令和2年4月1日現在	64	49	76.6%
令和3年4月1日現在	66	54	81.8%
令和4年4月1日現在	66	54	81.8%

※平成23年度より、区職員のみで構成する審議会等を除く。

審議会等の女性委員の割合調査結果

墨田区（令和4年4月1日現在）

I 行政委員会 地方自治法第180条の5に基づく委員会

名称	根拠法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
1 教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	庶務課	4	1		25.0%
2 選挙管理委員会	地方自治法	選挙管理委員会事務局	4	0	地方自治法182条より、議会による選挙で選ばれるため。	0.0%
3 監査委員	地方自治法	監査委員事務局	4	1	地方自治法196条より、区長が議会の同意を得て選任するため。	25.0%
I 行政委員会 地方自治法第180条の5に基づく委員会			12	2		16.7%

II 附属機関 地方自治法第202条の3（第138条の4）に基づく審議会等

名称	根拠法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
1 墨田区区民行政評価委員会	墨田区区民行政委員会に関する要綱※	行政経営担当	0	0	令和4年度の開催予定なし	-
2 墨田区行財政改革推進会議	墨田区行財政改革推進会議設置に関する要綱※	行政経営担当	0	0	令和4年度の開催予定なし	-
3 墨田区指定管理者選定委員会	墨田区指定管理者選定委員会に関する要綱※	行政経営担当	16	3		18.8%
4 墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会	墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例	総務課	9	3		33.3%
5 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例	総務課	10	5		50.0%
6 墨田区行政不服審査会	墨田区行政不服審査会条例	総務課	5	1		20.0%
7 墨田区入札等外部審査委員会	墨田区入札等外部審査委員会の組織及び運営に関する要綱※	契約課	3	1		33.3%
8 墨田区男女共同参画推進委員会	墨田区女性と男性の共同参画基本条例	人権同和・男女共同参画課	15	8		53.3%
9 墨田区男女共同参画苦情調整委員会	墨田区女性と男性の共同参画基本条例	人権同和・男女共同参画課	3	2		66.7%
10 すみだ女性センター運営委員会	すみだ女性センター運営委員会設置要綱※	人権同和・男女共同参画課	14	10		71.4%
11 墨田区いじめ問題調査委員会	墨田区いじめ防止対策推進条例	人権同和・男女共同参画課	0	0	教育委員会からの報告を受け、区長が必要と認める時区長が任命する委員をもって組織する。（実績なし）	-
12 墨田区国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	国保年金課	20	6		30.0%
13 墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会	墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金条例	地域活動推進課	10	4		40.0%
14 墨田区産業振興会議	墨田区産業振興会議設置要綱※	産業振興課	3	0	区職員については、宛て職であるため外部委員については、継続して委嘱しているため	0.0%
15 墨田区優秀技能者選考委員会	墨田区優秀技能者表彰実施要綱※	産業振興課	15	1	区職員、区議会議員の委員は宛て職、業界代表者は団体等の推薦によるため	6.7%
16 民生委員推薦会	民生委員法	厚生課	11	2		18.2%
17 墨田区地域福祉計画推進協議会	墨田区地域福祉計画推進協議会設置要綱※	厚生課	22	8		36.4%
18 墨田区社会福祉法人設立認可審査委員会	墨田区社会福祉法人設立認可審査委員会の組織、運営等に関する要綱※	厚生課	7	0	区職員については、宛て職であるため外部委員については、継続して委嘱しているため	0.0%
19 墨田区災害弔慰金等支給審査委員会	墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例	厚生課	8	3		37.5%
20 墨田区障害者審査会	墨田区障害者審査会の定数等を定める条例	障害者福祉課	10	1		10.0%
21 墨田区障害者施策推進協議会	墨田区障害者施策推進協議会設置要綱※	障害者福祉課	21	10		47.6%
22 墨田区地域自立支援協議会	墨田区地域自立支援協議会に関する要綱※	障害者福祉課	21	9		42.9%
23 墨田区介護認定審査会	介護保険法	介護保険課	119	48		40.3%

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	⑤10%未満の場合の 理由	女性割合
24	墨田区介護保険事業運営協議会	墨田区介護保険事業運営協議会設置要綱※	介護保険課	24	8		33.3%
25	墨田区地域密着型サービス運営委員会	墨田区地域密着型サービス運営委員会設置要綱※	介護保険課	11	4		36.4%
26	墨田区地域包括支援センター運営協議会	墨田区地域包括支援センター事業運営協議会に関する要綱※	高齢者福祉課	16	6	委嘱は令和3年4月1日	37.5%
27	墨田区老人ホーム入所判定委員会	墨田区老人ホーム入所判定委員会設置要綱※	高齢者福祉課	8	4		50.0%
28	墨田区特別養護老人ホーム入所検討委員会	墨田区特別養護老人ホーム入所手続要綱※	高齢者福祉課	9	4		44.4%
29	墨田区公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律	保健計画課	7	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
30	墨田区大気汚染障害者認定審査会	墨田区大気汚染障害者認定審査会条例	保健計画課	5	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
31	墨田区公害健康被害診療報酬審査会	墨田区公害健康被害診療報酬審査会条例	保健計画課	5	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
32	興行場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会	墨田区興行場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例	保健計画課	10	0	各団体から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
33	墨田区保健衛生協議会	墨田区保健衛生協議会条例	保健計画課	30	5		16.7%
34	すみだ食育推進会議	すみだ食育推進会議に関する要綱※	保健計画課	14	2		14.3%
35	墨田区がん対策推進会議	墨田区がん対策推進会議に関する要綱※	保健計画課	13	4		30.8%
36	墨田区感染症診査協議会	墨田区感染症診査協議会条例	保健予防課	9	3		33.3%
37	墨田区子ども・子育て会議	墨田区子ども・子育て会議条例	子育て支援課	24	12		50.0%
38	墨田区保育園給食調理業務委託事業者選定委員会	墨田区保育園給食調理業務委託事業者選定委員会に関する要綱※	子ども施設課	8	5		62.5%
39	墨田区要保護児童対策地域協議会	墨田区要保護児童対策地域協議会に関する要綱※	子育て支援総合センター	69	27		39.1%
40	都市計画審議会	墨田区都市計画審議会条例	都市計画課	20	1		5.0%
41	墨田区まちづくり検討委員会	墨田区まちづくり条例	都市計画課	5	1		20.0%
42	墨田区景観審議会	墨田区景観条例	都市計画課	8	2		25.0%
43	建築審査会	建築基準法	都市計画課	5	1		20.0%
44	建築紛争調停委員会	墨田区中高層建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例	建築指導課	4	1		25.0%
45	墨田区防災会議	災害対策基本法	防災課	50	3	各団体の推薦に基づき、任命しているため	6.0%
46	墨田区生活安全推進協議会	墨田区安全で安心なまちづくり推進条例	安全支援課	30	4		13.3%
47	墨田区国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	安全支援課	49	3	充て職のため	6.1%
48	墨田区老朽建物等審議会	墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例	安全支援課	7	1		14.3%
49	墨田区環境審議会	すみだ環境基本条例	環境保全課	15	4		26.7%
50	墨田区廃棄物減量等推進審議会	墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例	すみだ清掃事務所	18	8		44.4%
51	墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価委員会	墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価実施要綱※	庶務課	3	0	極めて専門的な知識を必要とし適任者がいないため	0.0%
52	墨田区学童災害共済審査会	墨田区学童災害共済条例	学務課	8	1		12.5%
53	墨田区学校給食協議会	墨田区学校給食協議会設置要綱※	学務課	16	4		25.0%
54	墨田区就学相談委員会	墨田区就学相談委員会設置要綱※	学務課	60	34		56.7%

名称	根拠法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
55 墨田区立幼稚園就園指導委員会	墨田区立幼稚園就園指導委員会設置要綱※	学務課	12	8		66.7%
56 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会	墨田区いじめ防止対策推進条例	指導室	7	2		28.6%
57 青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法	地域教育支援課	41	10		24.4%
58 文化財保護審議会	墨田区文化財保護条例	地域教育支援課	7	1		14.3%
59 墨田区図書館運営協議会	墨田区図書館運営協議会要綱※	ひきふね図書館	12	5		41.7%
II 附属機関 地方自治法第202条の3（第138条の4）に基づく審議会等			981	303		30.9%

○根拠法欄に※印のある審議会等は、「墨田区附属機関の設置に関する条例」に基づくもの。

III 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（区職員のみで構成する委員会等を除く）

名称	根拠法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
1 すみだ北斎美術館資料収集委員会	すみだ北斎美術館資料収集委員会設置要綱	文化芸術振興課	3	0	適任者がいないため	0.0%
2 すみだ北斎美術館資料評価委員会	すみだ北斎美術館資料評価委員会設置要綱	文化芸術振興課	3	0	適任者がいないため	0.0%
3 墨田区献血推進運動協議会	墨田区献血推進運動協議会設置要綱	保健計画課	36	1	推薦された委員の中に女性が1人だったため	2.8%
4 墨田区放置自転車対策協議会	墨田区放置自転車対策協議会設置要綱	土木管理課	15	0	要綱により、協議会構成員を組織または組織の役職で指定しており、任意に選出等することはできないため	0.0%
5 墨田区交通安全対策協議会	墨田区交通安全対策協議会設置要綱	土木管理課	28	0	要綱により、協議会構成員を組織の役職で指定しており、任意に選出等することはできないため	0.0%
6 墨田区文化財調査員	墨田区文化財調査員設置要綱	地域教育支援課	3	1		33.3%
7 明るい選挙推進協議会	墨田区明るい選挙推進協議会規約	選挙管理委員会事務局	14	1	墨田区明るい選挙推進委員の各ブロック座長は各ブロックの互選により選ばれ、その他は規約により、あて職であるため。	7.1%
III 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等			102	3		2.9%
I + II + III (都の報告値)			1,095	308		28.1%

【参考】 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（区職員のみで構成する委員会等）

名称	根拠法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
1 墨田区行政情報化推進本部	墨田区行政情報化推進本部設置要綱	ICT推進担当	25	1	委員の構成は役職によって決まっているため	4.0%
2 墨田区指名業者選定委員会	墨田区指名業者選定委員会設置要綱	契約課	11	1	充て職のため	9.1%
3 墨田区物品及び業者選定委員会	墨田区物品及び業者選定委員会設置要綱	契約課	6	2		33.3%
4 墨田区財産価格審議会	墨田区財産価格審議会要綱	ファシリティマネジメント担当	12	1	委員の構成は役職によって決まっているため	8.3%
5 墨田区公有財産管理運用委員会	墨田区公有財産管理運用委員会要綱	ファシリティマネジメント担当	12	1	委員の構成は役職によって決まっているため	8.3%
6 墨田区公金運用管理委員会	墨田区公金運用管理委員会設置要綱	会計管理室	9	1		11.1%
7 墨田区環境基本条例推進本部設置要綱	墨田区環境基本条例推進本部	環境保全課	16	1	委員の構成は役職によって決まっているため	6.3%

※ 女性割合は、小数点第2位を四捨五入している

◆第4章◆

「墨田区男女共同参画推進委員会評価」

凡例

【墨田区男女共同参画推進委員会による評価】

基本目標に対して効果が	大きかった	◎
	あった	○
	少しあった	△
	なかった	×

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(1)	男女共同参画意識を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	性別にとらわれない役割分担は、長期的な情報発信等による個々の意識変化が伴い、実現すると思われる。意識や価値観は日々の成長と共に形成されるため、学校や地域社会においても人権や男女共同参画への啓発活動は継続性が求められる。新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながら、活動の幅を広げていける事を期待したい。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①固定的な性別役割分担意識の解消 [事業番号1~4] (P.1~P.4)	○ あった	性別による役割分担などの固定的概念は、個人差があり長期的な啓発活動が求められる。多忙な現代社会において、インターネットやSNSを活用した情報発信はなくてはならないものであり、紙媒体での案内とともに、継続する事を前提に評価した。新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながらの活動も、ウェブ会議システムを使用するなど参加者への配慮がみられる。男性の家事参加については、家事とは何か、家事全般に対する知識や理解が深まる企画等があっても良いと思われる。
②家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実 [事業番号5~9] (P.5~P.8)	○ あった	学校で使う資料等に、男女の比率を考慮した画像を用いる、学校関係者の各種研修において男女共同参画意識を育成する等の活動について、具体的な内容が表記されていると評価しやすいと思う。親子参加型の家庭教育支援講座は、男女を問わず積極的な育児への関わりを持つ事が目標なので、継続した活動を期待する。新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながら、地域の伝統や特性を伝えられるような子ども会の活動が活性化できるよう「子ども会活性化検討会」に期待したい。

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(2)	一人ひとりの人権意識を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	<p>本施策の方向において、評価対象となる7事業に対する所管課評価は、A評価が1、B評価が2、C評価が3、D評価が1であった。人権尊重意識の啓発に向けた情報発信や、啓発紙の配布などの実施は可能であったが、研修会や講演会の開催や対面事業については、感染拡大防止により実施に制約が生じた。C,D評価事業について次年度への継続発展が期待される。</p> <p>感染防止により活用が進むインターネット上の人権問題や、コロナを理由とした差別など、現状で直面する課題の解消に向けた啓発活動など、実施可能な事業についての所管課の評価は適切と考えられた。</p> <p>当該年度は、人権啓発基本計画を策定し、性的指向・性自認に関する人権問題の内容を計画に掲載したことは、高く評価される。また、性自認・性的指向検討会WG等の立ち上げと具体的な施策の検討を踏まえて、各課の性的少数者支援の検討など、次年度計画への事業展開の策定は評価できる。</p>

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①人権意識の高揚と情報の適切な活用 [事業番号10～13] (P.9～P.11)	○ あった	<p>人権尊重意識啓発に向けた情報発信は 計画どおり実施されたが、研修会開催や対面事業については、感染防止により実施できず、今年度所管課評価は容認される。同企画については、次年度計画に継続を期待したい。</p> <p>情報発信については、区報、ホームページ、啓発冊子と各種発信様式が活用された。人権尊重のテーマとして、近年問題視されているインターネット上の人権や、コロナ差別、人権感覚などを取り上げた啓発活動は評価できる。また、庁内職員研修(新任職員・現任研修・主任5年目研修)での資料配布と具体的案件の検討、庁内刊行物の点検事業は、啓発事業として定着させ効果評価を期待したい。</p> <p>人権擁護委員との連携事業として、子供の人権メッセージ発表会や人権の花運動・まつりでの人権ブース出展等の啓発場面の拡充は人権意識の高揚に有効と評価される。</p> <p>今後、次年度計画への展開については、今年度実施評価との関連性の記載が望まれる。</p>
②多様な性(LGBT等)の理解と尊重 [事業番号14～16] (P.12～P.13)	○ あった	<p>多様な性の在り方理解に関する情報発信は、啓発冊子の庁内窓口配布などに限定され、また、人権講演会やまつりでの情報発信は、新型コロナ感染防止により計画どおり実施できなかった点は容認される。</p> <p>職員向けの人権研修では、「人権感覚」冊子を活用し、性的指向・性自認等について取り上げ、意識啓発を行うなど、限られた状況を活用したが、研修の中止や短縮など課題を残し、次年度への継続実施が期待される。</p> <p>墨田区人権啓発基本計画を策定し、性的指向・性自認に関する人権問題が掲載された。また、庁内の実務担当で構成するWGを立ち上げ具体的な施策検討が予定どおり実施されたことは評価される。</p> <p>他所管課との打ち合わせにより現状を把握し、次年度計画として各課の性的少数者への支援策検討や、パートナーシップ制度導入に向けた具体的な施策検討に結び付けて、策定を予定した点は評価される。</p>

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(3)	心とからだを尊重する社会づくりを進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	<p>DVの早期発見と適切な対応のためには、区民一人ひとりがDVについて理解を深め、被害が深刻化する前に暴力に気づき、適切な支援につなげるための行動を起こせるようにすることが大切である。そのためにも、安心してつなぐことができる相談窓口の周知が必要だ。多様な媒体や手法を用いて相談窓口を周知する取り組みは十分に実施できている。また、関係機関が連携して、問題解決に向けた支援を行う体制づくりにもしっかりと取り組んでいる様子が見て取れた。今後は、生活再建に向けた自立支援だけでなく、被害者の心とからだの回復に向けた取り組みにも期待したい。</p> <p>一方で、コロナ禍での講座・講演会等の事業の開催については、オンライン開催や期間や視聴者を限定してのYouTubeでの動画再生等、新たな取り組みが必要。DV予防啓発講座の開催の重要度は高い。</p>

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①配偶者からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援【DV防止基本計画】[事業番号17~20](P.14~P.16)	○ あった	<p>コロナ禍の長期化により、DV相談件数の増加や深刻化等の影響が見られるが、関連機関と連携しながら問題解決に向けた支援を継続したことは大いに評価できる。また、暴力がある家庭で育つ子供に対し、子の福祉という視点からの支援の拡充も図られている。</p> <p>すみだ女性センターでは、中学・高校への出前講座の実施や「女性に対する暴力をなくす運動」期間の特集展示などにより、さまざまな対象に対し、広くDV予防に関する啓発を行うことができた。</p>
②男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶[事業番号21~24](P.17~P.20)	○ あった	<p>新成人と中学3年生への男女共同参画啓発冊子とDV相談先一覧カードの配布、墨田区医師会への院内等でのカード配置依頼等、積極的に相談窓口の周知を図っている。区報や区公式ホームページに4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせて「若年女性をとりまく暴力や犯罪」に関する記事掲載があった。区職員を対象としたハラスメント相談対応窓口は、担当職員の増員により相談体制が拡充された。管理職と初任者が対象の教職員向け研修会での男女平等教育の啓発は、ハラスメント防止の理解促進に効果があった。</p>
③生涯を通じた女性の健康支援[事業番号25~29](P.21~P.26)	○ あった	<p>区報や区公式ホームページ、SNS等を活用し、健康づくりに関する情報や健康に関する各種講演会・セミナーに関する情報を定期的に発信することにより、意識高揚につなげている。がん検診の受診者数も増加傾向にあり、女性割合も高い数値を維持していることから、さまざまな情報発信や受診勧奨等の取り組みは効果を上げている。健康づくりに関する各種講習会・講演会、ライフステージにあわせた女性の精神的な相談の開催等は、新型コロナウイルス感染症の影響により回数や実施方法を変えながら開催している。</p>

基本目標 1 施策の方向(4)	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ 安心して暮らせる環境の整備を進めます
--------------------	--

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	<p>本施策の方向において、評価対象となる6事業に対する事務局評価は、全てB評価であった。課題①「経済的な困難を抱える人への支援」については現在のコロナ禍におけるひとり親家庭の能力開発や生活支援による就業の促進は必要な事業であり、給付件数を含めても効果は「○あった」段階と評価する。</p> <p>課題②「高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり」への要望と必要性は今後高まっていくものと思われる点は評価できるが、日々変化していく環境に合った事業への見直しが毎年必要だと考える。</p>

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
<p>①経済的な困難を抱える人への支援 [事業番号30～31] (P.27～P.29)</p>	○ あった	<p>ひとり親家庭に対しての高等職業訓練促進給付金が計画では24件のところ7件しかなかったが、他の給付金は100%達成しているので、新型コロナウイルス感染拡大防止対策下での事業実施としては、効果は「○あった」段階と評価した。取得資格も看護師、保育士、介護ヘルパーなどコロナに左右されない資格で、修学中にほぼ全員が内定を得ていることも素晴らしい。</p> <p>また、ひとり親家庭に対して、前年度とほぼ同じく児童扶養手当約1,400人、児童育成手当約2,000人に支給され、生活安定に寄与したといえる。</p> <p>但し、事業の本来の目的であるひとり親家庭の自立支援につながっているのか、今後の検討が必要と考える。</p>
<p>②高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり [事業番号32～35] (P.30～P.33)</p>	△ 少しあった	<p>事業番号32外国人や視覚障害者との円滑なコミュニケーション事業については年間2件の実施だけという結果のため評価Bであるが効果は△とする。次年度から活用する翻訳アプリの活用による効果を期待したい。</p> <p>事業番号33外国人相談については年間で13件のみの実施であり評価Bであるが効果は△としたい。飛込の相談者を2時間も待っているのではなく予約制にするなど困難を抱えている外国人がまず相談会を知ることできる広報の検討が必要と考える。</p> <p>事業番号34介護事業者対象人権講習会は142事業者が参加とがあり効果は○とし、継続実施が望ましい。</p> <p>事業番号35バリアフリー化の促進は実績が4件だが、比較的公共性の高い場所でのバリアフリー化は必要なため効果は○とする。墨田区の「あんしんバリアフリーマップ」はとても良いサイトだが、今のバリアフリー施設が「少ない」と考えるか「多い」と考えるのかで施策は全く異なってくる。</p> <p>以上を考慮して全体の効果は△とする。</p>

基本目標2	女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】
施策の方向(1)	子育て、介護等を男女が共に担えるよう 環境整備を進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	<p>本施策の評価対象となる7事業に対する所管課評価は、いずれもB評価であった。コロナ禍の中において、事業を中止をした期間もあったが、概ね当初計画通りに開催することができている。ただ、出産・子育て応援支援事業に対して、プランに位置付けられている介護(介助)者への支援事業への取り組み事業が少なく、評価しづらい部分もある。今後の超高齢化社会に向けた介護者の立場に立った横断的な幅広い取り組みが必要であると思われる。</p> <p>いずれも着実に各事業を展開したことにより一定の効果が得られていることが確認されたため、推進委員会の評価としては「○基本目標に対して 効果があった」とする。ただ、先の見えないコロナ禍での各種取り組みにおいては、リアルでの実施を前提とするものだけでなく、各種リモートによる開催や動画配信サービスなど新たなサービス提供の手段を模索していただき、今後の事業の更なる充実と区民への周知を図り、より大きな効果を生み出すような取り組みに期待をしたい。</p>

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①男女が共に担う 子育てへの支援 [事業番号36～40] (P.34～P.37)	○ あった	<p>この課題に該当する事業は、事業番号36～40の5つであり、所管課の評価はいずれもB評価となっている。コロナ禍で開催が難しい時期もあったが、家庭における子育て支援として、下記の各種施策を実施できている。</p> <p>○男性のための育児教室の実施(事業番号36) 当初計画通り実施となり、参加人数も473名(前年434名)と前年比109%と増加し、実施後アンケートでも肯定的な意見が得られている。</p> <p>○男性の子育て参画支援講座の実施(事業番号37) 当初計画の「全2回または3回」に対し、2回の実施(前年1回のみ)。参加人数は25名(前年18名)と前年比139%の実績。</p> <p>○出産・子育て応援事業(事業番号38) 対象者の減少により、面接者数計2,152名(前年2,723名、前年比79%)と大幅に減、育児パッケージ配布数においても2,179個と計画比73%と減となった。</p> <p>○学童クラブ事業の実施(事業番号39) 公立・私立学童クラブの当初計画1クラブ新設に対し、5クラブ新設の実績となった。</p> <p>上記以外の出産・子育て応援事業の取り組みとして、すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」では、登録件数336件(前年266件)と前年比126%の結果となり、子育てが困難になった保護者へのサポート事例も増加している。今後、多様化する保護者のニーズにこたえるためにも、一時的に子どもを預けることができる事業や学童クラブの新規開設及び定員拡充など、次年度以降はコロナ明けを想定した取り組みの拡大に期待をしたい。</p>
②男女が共に担う 介護(介助)への支援 [事業番号41～42] (P.38～P.39)	○ あった	<p>この課題に該当する事業は、事業番号41、42の2つであり、所管課評価はいずれもB評価となっている。</p> <p>○男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施 認知症家族介護者教室については、計画48回に対し65回実施(計画比135%)している。</p> <p>○緊急一時介護・保護事業の実施 施設利用5名と前年比横ばいの結果となる。</p> <p>上記以外の介護(介助)事業として、「高齢者の総合相談窓口業務」については、新規相談件数は6,501件(前年5,828件)と前年比112%と増加している。このように相談需要が増加している事由を分析し、相談内容の解決に向けた施策の強化と件数減に向けた取り組みが必要であると思われる。今後は、このようなサービスを広く区民に知ってもらう広報活動の充実が求められるが、介護・介助については、超高齢化社会に向けた大きな柱となってくることからも更なる事業拡大と充実化に向けた取り組みに期待をしたい。</p>

基本目標 2	女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】
施策の方向(2)	男女がいきいきと働けるよう支援します

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	<p>職場における女性活躍推進は、近年の最重要テーマであるが、女性が働きやすい職場であることは、男性をはじめ、すべての労働者にとって働きやすい職場であるということを念頭におき、女性活躍推進計画に基づく取組みを継続して欲しい。</p> <p>区役所内における管理職に占める女性比率の向上及び男性の育児休業取得率の向上は取組みの効果が得られたものとする。</p> <p>区民に向けた取組みは、一般的に実施した件数は表記されているが、目標数値がないことや、評価理由に具体性がない為、評価が難しかった。また、カウンセリングルームや労働に関する情報提供など、周知方法の検討が必要だと考える。</p>

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①働く場での女性の活躍推進 [事業番号43～45] (P.40～P.43)	○ あった	<p>区役所内において、令和3年度管理職における女性職員の占める割合は、前年度と横ばいであったものの、特定事業主行動計画によれば、区職員の意識調査の結果、女性職員の昇進試験受験率向上の為に、意識改革が必要であることは明白である為、継続して階層別キャリアアップ研修を行っていくことが、将来に向かって女性管理職比率の向上に繋がると思われるので、引き続き取組みを実施して欲しい。</p> <p>尚、男性の育児休業取得率が、昨年度から飛躍的に増加したことは、評価する。</p> <p>一方、区民に向けた取組みでは、合同企業説明会によるマッチングは、一定の成果があったが、保育の実施事業関連は、課題が残る。保育コンシェルジュ事業という保育の入口においては、相談件数が増加し、効果もみられる。待機児童数の解消という、区民が最も求めているところについては、保育定員を拡大し対応しているが、社会経済動向から更なる整備の推進が求められると考える。</p>
②就業における男女共同参画の推進 [事業番号46] (P.44)	○ あった	<p>就職・仕事カウンセリングルームの年間利用者数108名の内、約3割の相談者の就職に繋げることが出来たことは、一定の評価に値する。</p> <p>しかし、年間利用者数の108名という数字について、評価を判断する指標がないことや、コロナ禍において、潜在的な利用希望者が多いと思われる中、カウンセリングルームの周知方法について課題があると思われる。</p> <p>また、労働に関する情報提供においても、近年、労働法改正が目白押しな為、啓発に更に力を入れて欲しい。</p>
③ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 [事業番号47] (P.45～P.46)	○ あった	<p>区民及び事業所向けに、LGBT等に関する基礎知識、育休パパ・ママの職場復帰、職場で知っておきたいハラスメント等、時事を捉えた内容をテーマとし、専門家を招いた研修を実施したことは、有意義であったと考える。引き続き近時のテーマを取り上げた研修を実施し、意識啓発を図って欲しい。</p> <p>また、次世代育成支援対策推進法に基づき、区役所職員が取得出来る「不妊治療のための休暇」が制度化されたことは評価したい。</p>

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ
 施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	本施策の方向において、評価対象となる4事業に対する評価は、B評価が4であった。地域における課題も多様化する中で、地域社会が果たす役割は大きくなっている。新型コロナウイルス感染予防対策の期間中、活動が制限され中で性別にとらわれず、誰もが防災はじめ地域の活動に参加・参画しやすくなるよう、仕組みづくりの工夫と支援に取り組んできたことなどを評価し「○あった」とする。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①意思決定過程への女性の参画推進 [事業番号48] (P.47)	○ あった	区役所内に於ける女性委員任用については、職員啓発紙「きらめき」に、女性委員任用状況と促進のための、具体的提案等を掲載するなどの工夫をして、女性委員任用の啓発活動をしている。 女性委員の任用増加を目指し、付属機関委員等の選出選考時期に、当年度の数値を示して各課に依頼するなどの工夫により、前年度よりも女性委員の任用割合は高くなったが、目標の30%には届かなかった。 今後の取り組みに期待する。
②地域における男女共同参画の推進 [事業番号49～50] (P.48～P.49)	○ あった	新型コロナウイルス拡大の中でも、地域におけるつながりの継続を工夫し、地域の安心、安全の為の見守り活動を実施し、地域単位での支えあい、助け合い活動の支援、助成を行った。 性別に関わりなく高齢者も、地域の中で生き甲斐を持って暮らし続けるために、老人クラブの活動を支援している。 介護者の孤立を防ぐため、男性介護者教室を実施し、介護予防サポーターとしての活躍を推進した。
③防災・防犯における男女共同参画の推進 [事業番号51] (P.50)	○ あった	東日本台風時の避難所運営の課題について各種検証を行う中、男女共同参画の視点に立って、運営体制構築を検討した。墨田区防災士ネットワーク協議会において、女性分科会を設置して、全体定例会に追加したことなどは評価できる。今後、区民防災訓練に防災士の派遣(講話等の企画)を行い、男女共同参画視点を持った防災士の育成や区民啓発などの活動に期待する。

基本目標 1～3

総括評価

基本目標に対して効果が

○ あった

1. 評価方法

男女共同参画推進委員会は、墨田区男女共同参画推進プランに関する所管課の自己評価資料に基づいて、基本3目標、施策7方向、施策17課題について第三者評価を行った。評価視点は、「計画事業の実施・進捗」と「男女共同参画意識の充実」、「区民反応の把握」、「所管課の評価法」等であり、基本目標・課題ごとに総合評価(4段階:◎～×)を行った。所管課(延べ55部署)は、令和3年度事業数146事業のうち51事業を評価対象とし、7項目(めざす効果・事業内容・事業計画・実施状況・評価理由・次年度計画・評価段階)について、第5次計画進捗の自己評価を行った。

2. 評価結果

所管課による自己評価は、A(予定以上の効果)18.2%、B(予定した効果)74.5%と、B以上は92.7%と概ね事業計画通りの効果があったと評価し、C(課題が残る)5.5%、D(実施できず)1.8%であった。

男女共同参画推進評価委員会による第三者評価は、施策の方向の全7件、および施策課題16件(94.1%)で「効果があった」であり、協議の結果、各所管課の事業は、第5次推進計画の基本目標に対し「効果があった」(○)との総括評価に至った。

3. 講評

(1) 事業進捗として評価された点について

- 1) コロナ禍で対面や集会形式の事業実施に制約がある中で、遠隔的活動や web・HP・パンフ作成など多様な情報発信様式を用いた啓発事業が実施された。とくにDV被害や虐待防止対策・相談等、深刻化する事態への精力的な対応を高く評価できる。一部の中止事業では可能な方策やコロナ後を見通した検討が要請される。
- 2) 固定的な性別役割の分担意識の解消に向けて、学校教職員を対象とした人権意識啓発事業、指導・教材の見直しが実施された。子ども会活動活性化検討会に男女共同参画の視点が盛り込まれ、地域活動での男女共同参画についても促進された。
- 3) 墨田区人権啓発基本計画が策定され、性的指向・性自認に関する人権問題が書き込まれた。さらに庁内での実務担当者WGの設置などによる具体的支援体制が検討され、職員の人権意識の啓発に進捗がみられた。
- 4) コロナ禍の長期化により家庭内暴力の相談件数は増加・深刻化傾向があり、子どもの福祉面から関連機関と連携した問題解決支援の体制が強化された。男女共同参画を阻害する暴力の根絶とハラスメント防止、生涯を通じた女性の健康支援に向けた、講演会や情報発信など啓発活動と検診・相談の定例的实施は評価される。
- 5) 男女が共に担う子育て支援として、出産準備、妊娠から子育て初期までの切れ目のない支援事業が実施され多数の区民参加を得た。また学童クラブの運営費補助事業の拡充は女性活躍推進事業として評価される。
- 6) 高齢・障害等の生活上の困難に対し交通移動のバリアフリー化が促進された。一方で、国籍や障害によるコミュニケーション・情報通訳支援などの利用数は少なく、広報や周知法など活用促進が必要といえる。
- 7) 女性管理職職員の割合(19.5%)は、前年度同様であるが男性職員の育児休業率が増加し、キャリアアップ研修等女性の活躍促進に寄与する。区民に向けた取り組みとしては、就業を希望する若年求職者や、子育て世代の女性を対象とした区内中小企業とのマッチング企画や、カウンセリング支援の

利用件数は多く、就労への移行支援が行われた。

8) 区の審議会委員の女性任用目標率(30%)を目指して、各課への啓発や課題検討が行われた。高齢化社会を踏まえて、高齢者の地域活動や介護支援事業での人権問題、男性介護者の啓発と支援に進捗が見られた。

(2) 事業評価として、改善が期待される点について

1) 事業計画や事業実績については、可能なかぎり数値や具体的内容を記載され事業充実の評価精度の向上が期待される。特に、C・D評価事業では、当該年度計画の改善に関連付けた次年度計画の立案を検討頂きたい。

2) 事業実績数値については、所管課の分析所見を記載し、経年的評価の検討を必要とする。また、事業実施規模が墨田区全体に対する施策効果として適正であるか、拡充が必要でないかなどについて資料に基づいて検討した所見が期待される。

3) 男女共同参画推進プランは、多様な社会的課題における人権的課題が対象とされている。第六次推進プラン策定のための事業選定に向けて、次の2点から精査が必要と考える。①現代的課題としての、防災・避難所での人権課題や、高齢者介護を支える男女協働について評価対象事業の新設が必要といえる。②高齢者介護疲弊に伴う家庭内DVの課題の支援など複数の事業や、担当部署間の連携を必要とする事業についての評価の在り方について検討が必要と考えられた。

◆参考資料◆

「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」

○墨田区女性と男性の共同参画基本条例

平成17年12月9日

条例第52号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 性別による差別の禁止等(第9条)

第3章 基本的施策(第10条—第13条)

第4章 苦情調整機関(第14条—第21条)

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会(第22条—第27条)

第6章 雑則(第28条)

付則

日本国憲法にうたわれている個人の尊厳と両性の本質的平等は、すべての人に保障されている権利であり、その権利の実現は、私たち墨田区民の共通の願いでもある。

墨田区は、中小企業や自営業者が多く、その中にあって女性は、事業経営に積極的ににかかわりつつ、家庭生活、地域活動等において重要な役割を果たし、下町すみだの発展を支えてきた。

墨田区では、このような地域性を踏まえつつ、これまで男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな施策を着実に推進し、性別による差別の解消に努めてきた。

しかしながら、現代社会には、家庭、職場、学校、地域社会等において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が、今なお存在し、その解消が急務となっている。

また、本格的な少子高齢化の進展、家族形態及び雇用形態の多様化等に適切に対応し、一人一人が輝くまちすみだとして発展していくためには、性別を問わずその個性と能力を十分発揮できる機会が確保されることが重要である。

私たちは、性別により差別されることなく、地域の中で、お互いの人権を尊重し、女性と男性が共に責任を分かち合う男女共同参画社会を形成し、もって個人の尊厳と法の下での平等を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、区、区民、事業者及び地域団体の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 女性及び男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって女性及び男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 地域団体 区内において活動拠点を有し、地域活動を行う団体をいう。
- (5) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、女性又は男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会を形成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。

- (2) すべての人が性別による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (3) 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (5) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 区は、男女共同参画施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じなければならない。
- 3 区は、男女共同参画施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、社会のあらゆる分野における活動において、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(地域団体の責務)

第7条 地域団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その団体活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 地域団体は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(区、区民、事業者及び地域団体の協働)

第8条 区、区民、事業者及び地域団体は、協働して男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

第2章 性別による差別の禁止等

(性別による差別の禁止等)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「ドメスティック・バイオレンス」という。)を行ってはならない。
- 3 何人も、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害し、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること(以下「セクシュアル・ハラスメント」という。)をしてはならない。
- 4 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別による差別を助長する表現を行ってはならない。

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

第10条 区長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者、地域団体等の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、第22条に規定する墨田区男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

(年次報告)

第11条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況について、年次報告書を作成し、区民に公表しなければならない。

(推進施策)

第12条 区は、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策
- (2) 家庭、職場、学校、地域社会等において性別による役割の固定化又は差別的な取扱いを受けることにより、社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずる施策
- (3) 女性と男性が、共に協力し合うことにより、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立することができるよう必要な支援に関する施策
- (4) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場における男女共同参画社会の形成への取組に対する必要な支援に関する施策
- (5) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の防止及びこれらの被害者に対する支援に関する施策
- (6) 事業者に対する雇用の分野における情報の提供その他の必要な支援に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を促進するために必要な施策

(拠点施設)

第13条 区は、男女共同参画社会の形成に関し、区民、事業者、地域団体等による活動の支援、相談、情報収集その他の男女共同参画施策の推進を積極的に行う拠点施設を設置するものとする。

第4章 苦情調整機関

(設置)

第14条 区長は、次条第1項に掲げる事項について、区民、事業者及び地域団体(以下「区民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するため、墨田区男女共同参画苦情調整委員会(以下「苦情調整委員会」という。)を設置するものとする。

(申出の範囲)

第15条 区民等が、苦情調整委員会に申し出ることができる事項の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 性別による差別等、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項又は侵害されるおそれがあると認められる事項に関すること。
 - (2) 区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、区民等は申出をすることができない。
- (1) 裁判において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
 - (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
 - (4) この条例に基づく苦情調整委員会の判断に関する事項

(所掌事務)

第16条 苦情調整委員会は、区民等からの申出について、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 前条第1項に規定する事項に係る調査又は区民等に対する調査に係る協力要請に関すること。
- (2) 前号の調査(前条第1項第1号に規定する事項に係る調査に限る。)に基づき行われる関係者に対する助言、指導、是正の要請及び意見の表明に関すること。
- (3) 第1号の調査(前条第1項第2号に規定する事項に係る調査に限る。)に基づき行われる是正措置等を求める勧告又は改善意見の表明及び当該勧告又は改善意見の公表に関すること。

(職務の遂行)

第17条 苦情調整委員会は、前条に規定する事務を行うときは、合議によりその決定を行うものとする。

(定数等)

第18条 苦情調整委員会の委員(以下「苦情調整委員」という。)の定数は3人以内とし、男女共同参画社会の形成に関し優れた人格・識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(兼職の禁止)

第19条 苦情調整委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員、政党その他の政治団体の役員又は苦情調整委員会の公正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると区長が認める職を兼ねることはできない。

(委員の任期)

第20条 苦情調整委員の任期は2年とする。ただし、苦情調整委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 苦情調整委員は、再任されることができる。ただし、在任期間は、連続して2期を超えることができない。

(守秘義務)

第21条 苦情調整委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会

(設置)

第22条 男女共同参画施策を推進するため、区長の附属機関として、墨田区男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第23条 推進委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 行動計画の策定又は変更及び男女共同参画社会の形成に関する重要事項について区長の諮問に応じ、調査し、及び審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画施策の実施状況について調査し、及び審議し、区長に意見を述べること。

(組織)

第24条 推進委員会の委員(以下「推進委員」という。)は、15人以内とし、男女共同参画社会の形成について学識経験を有する者、区民、事業者(法人その他の団体にあっては、その代表者)、地域団体の代表者等の中から、区長が委嘱する。

2 推進委員は、女性又は男性のいずれかの一方の性が委員の総数の6割を超えてはならない。

(委員の任期)

第25条 推進委員の任期は2年とする。ただし、推進委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進委員は、再任されることができる。

(関係機関等への協力要請)

第26条 推進委員会は、必要に応じて、区民等その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席、意見、説明又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(部会の設置)

第27条 推進委員会に部会を置くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成18年10月1日から施行する。

墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書

令和4年10月

発行：墨田区総務部

人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当

墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL：03-5608-6512



ひと、つながる。
墨田区